# 現地災害対策本部所管区域及び構成機関

構成機関	横須賀三浦地城県政総合センター、横須賀県税事務所、鎌倉保健福祉事務所、鎌倉保健福祉事務所三崎センター、水産技術センター、東部漁港事務所、横須賀土木事務所、藤沢土木事務所、企業庁鎌倉水道営業所、数省局 湘南三浦教育事務所、横須賀警察署、田浦警察署、横須賀南警察署、三崎警察署、集山警察署、東山警察署、逗子警察署、鎌倉警察署、大船警察署	県央地域県政総合センター、相模原県税事務所、厚本県税事務所、厚本保 健福祉事務所、「中本保健福祉事務所大和センター、かながわ労働センター 原央支所、「甲木土木事務所、「日本土木事務所東部センター、「甲木土木事務 所達人井治水センター、企業庁相模原水道営業所、企業庁相模原南水道営業所、企業庁権久井水道営業所、企業庁の本水道営業所、企業庁府本名水道営業所、企業庁府本名水道営業所、企業庁府機別、企業庁相模別、企業庁相模別、不多人工管理事務所、不多人工管理事務所、企業庁名の開発所、城山ダン管理事務所、企業庁和機別、総門の一部、教育局県央教育事務所、「日本警察署、「和警察署、「和警察署、「和警察署、「和警察署、「和警察署、「和警察署、「相模」所會警察署、「相模原 工警察署、「神社会」等級署、「相模原管察署、「相模原商警察署、「相模原」、出警察署、「中国管察署、「中国企業」、「中工企業」、「中国企業」、「中国企業」、「中国企業」、「中国企業	湘南地域県政総合センタ一、平塚県税事務所、藤沢県税事務所、県立スポーツセンター、平塚保健福祉事務所、平塚保健福祉事務所素野子、カラー、平塚保健福祉事務所、平塚保健福祉事務所、かりたがわ労働センター湘南支所、平塚土木事務所、藤沢土木事務所、原本土木事務所、流域下水道整備事務所、企業庁藤沢水道営業所、企業庁茅ケ崎水道営業所、企業庁平塚水道営業所、企業庁等別等、本道営業所、企業庁平塚水道営業所、企業庁等別等、本道営業所、企業庁平塚水道営業所、企業庁等別等、本資産等の、企業庁が高に、本業庁、企業庁等別、企業庁等別、教育局中、資本事務所、藤沢警察署、藤沢北警察署、茅ヶ崎警察署、平塚警察署、大磯警察署、東野警察署、伊勢原警察署、	県西地域県政総合センター、小田原県税事務所、小田原保健福祉事務所、 小田原保健福祉事務所足柄上センター、西部漁港事務所、県西土木事務 所、県西土木事務所小田原土木センター、企業庁酒匂川水系ダム管理事務 所(三保ダム管理事務所)、企業庁平塚水道営業所、教育局県西教育事務 所、小田原警察署、松田警察署
所管区域		相厚大海強緣參清候十名名間瀬沙清 馬斯州 市市在在市町村工	平藤孝泰伊泰大二年后。 解別 東京 李 華 秦 伊 東 黎川 豫 川 縣 川 縣 川 縣 川 縣 川 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町 町	小田原市 中年 大井町 大井町 松田町 山北町 東韓 東東 黎河原町
現地災害対策本部	横須賀三浦 現地災害 対策本部	県央 現地災害 対策本部	淮南 現地災害 対策本部	県西 現地災害 対策本部

資料 4-1-(13) (危機管理防災課)

# 災害時における放送要請に関する協定書

(協定の趣旨)

無同 第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号、以下「法」という。) 57条の規定に基づき、神奈川県知事が日本放送協会横浜放送局(以下「NHK横浜放送 という。)に放送を行なうことを求めるときの手続きを定めるものとする。

(放送要請)

第2条 神奈川県知事は、法第55条の規定に基づく通知または要請について、災害のため、公衆電気通信設備、有線電気通信設備もしくは無線設備により通信できない場合、または著しく困難な場合において、その通信のため特別の必要があるときに、NHK横浜放送局に対し放送を行なうことを求めることができる。

(要請の手続き)

第3条 神奈川県知事は、NHK横浜放送局に対し次に掲げる事項を明らかにして要請す るものとする。

(1) 放送要請の理由

(2) 放送事項(3) 希望する放送日時および送信系統(4) その他必要な事項

第4条 NHK横浜放送局は、神奈川県知事から要請を受けた事項に関して放送の形式、 内容、時刻および送信系統をそのつど決定し、放送するものとする。 (放送の実施)

(連絡責任者)

第5条 第3条に掲げる放送要請に関する事項の伝達およびこれに関する連絡の確実、円滑を図るため、神奈川県環境部防災消防課長およびNHK横浜放送局放送部長を連絡責任者とする。

(舞訓)

この協定の実施に関し必要な事項は、神奈川県知事およびNHK横浜放送局が協 議して定めるものとする。 第6条

第7条 この協定は、昭和39年10月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和39年10月1日

岩 大郎 竹 次郎  $\exists \exists$ 神奈川県知事 日本放送協会 横浜放送局長

㈱テレビ神奈川及び横浜エフエム放送㈱ (注)県は同様の放送協定を㈱RFラジオ日本、 に対してもそれぞれ締結している。 ㈱RFラジオ日本 39.10.8締結 連/

報道部長 報道部長 報道課長 連絡責任者 連絡責任者 連絡責任者 39.10.8締結 47.6.9締結 61.4.1締結 横浜エフエム放送㈱ ㈱アレビ神奈川

## 地震災害時における知事の談話

神奈川県民の皆さん、私は、県知事の黒岩です。

ただいま、県内で大きな地震が発生いたしました。

私は本部長として、県の総 県は、地震発生と同時に災害対策本部を設置し、

力をあげて、市町村と一体となって、応急対策に取り組んでおります。

地震で最も恐ろしいのは、津波と火災による被害の拡大です。 県民の皆さん、

自宅や海岸にいて大津波警報や津波警報が発表された場合には、速やかに高 いところに避難するとともに、警報が解除されるまで荷物を取りに戻ったり

様子を見るために海岸へ近寄ったりすることがないようにお願いします。

速やかに避難してください。 また、火災を出さないよう注意し、 そして、家族や地域でお互いに助け合い、励まし合って、冷静に行動される ようお願いいたします。 県としても、その都度、情報を提供してまいりますので、デマや流言に惑わ されないようお願いいたします。

# 災害時等における報道協力に関する協定書

に基づき、災害対策本部、地震災害警戒本部を設置した場合またはこれに準じる事態 が生じた場合(以下「災害時等」という。) において、神奈川県が行う災害応急対策 この協定は、神奈川県知事(以下「甲」という。)が、神奈川県地域防災計画 または地震防災応急対策に対する〇〇〇〇(以下「乙」という。)の報道協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。 第1条

### (報道の要請)

- 第2条 甲は、災害時等に各種の混乱防止と被害の実状周知を図るため、次の事項に関 する広報を行うにあたり、必要な場合には乙に対し協力を要請するものとする。 (1) 気象、地象、水象に関する情報
- 警戒宣言及び地震予知情報 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告または指示に関する情報
  - 消防、水防、その他の応急対策に関する情報
- 交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する情報 犯罪の予防、 (2) (3) (5) (6) (9) (10)
  - 道路交通の情報
- 電気、ガス、水道、電話等のライフラインに関する情報 交通機関に関する情報
  - 医療及び避難に関する情報
- その他神奈川県地域防災計画に定めるもの

### (要請手続き)

甲は、前条の要請をする場合には、こに対して次に掲げる事項を明らかにして 要請するものとする。 第3条

- 報道要請の理由 (1)
- 必要な報道の内容  $\begin{pmatrix} 2 \\ 3 \end{pmatrix}$
- その他必要な事項

### (報道の協力)

迅速な報道等必要な措置を講じるよう努めるものとする。 乙は、報道等必要な措置を講じる際には、緊急通行車両等の通行を妨げることのな 第4条 乙は、第2条各号に関する事項の広報について、甲の協力要請を受けたときは、

いように配慮するものとする。

### (連絡責任者)

第 5条 第 3条に掲げる事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑かつ確実なものとするため、神奈川県防災局災害対策課長及び○○○○を連絡責任者とする。

この協定は、締結の日から適用する。 第6条

(協議) 第7条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項について は、その都度、甲と乙が協議するものとする。

上記の協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

ء 洭 神奈川県知事 ⊞-

壯

0

## 協定締結先一覧

協定締結先	連絡責任者名	締結年月日
朝日新聞社㈱横浜支局長	同左	平成8年10月1日
㈱毎日新聞社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
㈱読売新聞社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
㈱産業経済新聞社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
(	同左	平成8年10月1日
㈱日本経済新聞社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
㈱日刊工業新聞社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
㈱日本工業新聞社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
(社)共同通信社横浜支局長	同左	平成8年10月1日
㈱時事通信社横浜総局長	同左	平成8年10月1日
日本テレビ放送網㈱取締役社長	報道局社会部長	平成8年10月1日
㈱東京放送取締役社長	報道局ニュースセンター社会担当 部長	平成8年10月1日
㈱フジテレビジョン取締役社長	横浜支局長	平成8年10月1日
全国朝日放送㈱取締役社長	報道局報道センター社会部長	平成8年10月1日
㈱テレビ東京取締役社長	報道局ニュース報道部長	平成8年10月1日
㈱ニッポン放送代表取締役社長	編成局報道部長	平成11年12月20日

# 災害時の災害広報計画推移表(県内最大震度震度6弱以上観測)

資料4-1-(16)

(知事室、くらし安全防災局総務室)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応 △:その他の主要な対応

△:その他の主要な対応 ◎:新たに広報する情報 ◇:継続して広報する情報

★医療救護、搬送活動調整 △一部資源の到着 △物資の本格化 ◇交通規制及び各輸送機関の運行状況 △延焼地区、その他周辺住民の避難継続 △対象地域住民の避難完了 ★災害対策本部会議 △本格応急給水開始 ◇食材、生活必需品の供給状況 ★救護所活動本格化 △物資調達本格化 ◇シノノファインの状況 ★救出活動調整 ◎防疫活動の状況 ◇医療機関の状況 12時間後 ◇交通規制及び各輸送機関の運行状況 ◎食料、生活必需品の供給状況 △備蓄物資避難所への到着開始 ◇余震等、地震発生に関する今後の見通 ◇帰宅経路等の情報提供 △避難所運営体制の確立 △避難所の本格運営開始 ◇避難所の設置状況 ◇シイフラインの状況 ◎応急対策の状況 ◇医療機関の状況 ★追加応援要請 ★第2回災害対策本部会議 ★救護班派遣、後方搬送準備 6~7時間後 △インターネットによる情報提供 ◎交通規制及び各輸送機関の運行状況 ★救護所の一部開設 ★定期的に記者会見 △延焼地区の住民避難 ◎帰宅経路等の情報提供 ◇余震対策に関する情報 ◇被災状況と情報提供 ◎避難所の設置状況 ◎ ライフライン の状況 △一部給水開始 ◎医療機関の状況 △避難所内の備蓄物資配布開始 ★協定先への物資調達要請開始 ★関係機関へ応援要請 3~4時間後 ★県内の応援要請(消防庁、警察、自衛隊) ★情報収集、整理本格化 △避難所名簿の準備 ★応援部隊の配分検討 ★第1回災害対策本部会議 ◎発生した地震・津波に関する情報 ◎余震等、地震の発生に関する ム報道機関からの情報提供要請が高まる △掲示板により情報提供 ◎被災状況と応急対策の状況 ★放送機関に知事談話などの △広報対策会議の実施 ★交通輸送手段の確保準備 △一部住民の避難開始 ◎津波の発生に関する情報 ★救護所開設準備 ◎余震対策に関する情報 ◎避難必要性の有無 △避難所の開設 ★物資確保準備 今後の見通し 放送を要請 △臨時記者室の設置 1時間後 ★ヘリコプター情報収集開始 ★「災害時における放送要請に関する協定」 ★職員の非常参集(設備)開始 ★災害対策本部設置、推定被害情報収集 △住民、自主防災組織等による 消火活動開始 に基づき、知事談話の放送を要請 ★医療救護本部設置 発災 県災害対策本部 住民等避難 物資調達 (時間経過 救護所 避難所 災害広報 乖 丱

災害時の災害広報計画推移表(県内最大震度震度6弱以上観測)

凡例 ★:判断や実施の時期が特に重要な対応△:その他の主要な対応⑤:新たに広報する情報◇:継続して広報する情報

48時間後 72時間後 1週間後 1週間後 ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★	★災害対策本部会議 ★災害対策本部会議 ★災害対策本部会議 ★災害対策本部会議 ★災害対策本部会議 ★救出活動調整 ★救出活動調整 ★救出活動調整 ★牧出活動調整 ★医療救援、搬送活動調整 ★臨時災害相談窓口設置	◆交通規制及び 各種輸送機関の運行状況 各種輸 ◆ライフラインの状況 ◆医療機関の状況 ・ ○医療機関の状況 ・ ○食料、生活必需品の供給状況 ・ ○ ◆ 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4
* 火災害対策本部会議 * 大災害対策本部会議 * 大救出活動調整 * 大救出活動調整 * 大を療救援、搬送活動調整 * 大医療救援、搬送活動調整 * 大医療救援、搬送活動調整 * 大医療救援、搬送活動調整 * 大医療救援、搬送活動調整 * 大医療救援、搬送活動調整 * 大医療救援、搬送活動調整 * 大医療教援の運行状況 ◆ 「今ラインラインの状況 ◆ 「多一大フラインの状況 ◆ 「多一大フラインの状況 ◆ 「多一大フラインの状況 ◆ 「多一大」を開発を関の状況 ◆ 「多一大」を開発を関めば、 「	◇交通規制及び         ◇交通規制及び           各種輸送機関の運行状況         各種輸送機関の運行状況           ◇ライフラインの状況         ◇ライフラインの状況           ◇医療機関の状況         ◇医療機関の状況           ◇食料、生活必需品の供給状況         ◇食料、生活必需品の供給状況         ◇有総窓口の状況	
	⑥相談窓口の状況         ◇交通規制及び         ◇交通規制及び         ③           ◆防疫活動の状況         ◆ライフラインの状況         ◆ライフラインの状況         ◆フィフラインの状況           ◆交通規制及び         ◆医療機関の状況         ◆医療機関の状況         ◆医療機関の状況           ◆ライフラインの状況         ◆食料、生活必需品の供給状況         ◆食料、生活必需品の供給状況         ◆食料、生活必需品の供給状況           ◆食料、生活必需品の供給状況         ◆相談窓口の状況         ◆相談窓口の状況         ◆相談窓口の状況           △災害時要援護者向け対応本格化         △一部住民が域外避難         ◆本記述品上に問題な	△一部住民が域外避難 本格化 ***********************************

資料 4-1-(11) (危機管理防災課)

# 災害対策基本法に基づく警察通信設備の優先利用等に関する協定

災害対策基本法(以下「法」という。)第57条に規定する通信設備の優先利用 等に関して神奈川県警察本部長曽我力三(以下「甲」という。)と神奈川県知事 内山岩太郎(以下「乙」という。)との間に次のとおり協定する。

なお、同法第79条の規定に基づく警察通信設備の優先使用に関する事務の取扱 いについても本協定を準用する。

- 第1 乙が、法第57条の規定に基づき、警察が専用する公衆電気通信設備を優先 的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用(以下「警 察通信設備の利用又は使用」という。)することができる範囲は次のとおりと
- 警察優先電話
   警察無線電話
- 3. 警察無線電信

#### (通信内容)

- 第2 第1に基づき乙が利用又は使用する場合の内容は次のとおりとする。
- 災害に関する予報若しくは警報の通知
   予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置等

## (依頼の手続き)

境部防災消防課長、県警察本部においては、警察部警備課長とし、依頼の手段 は原則として、次の事項を書面にして申し出るものとする。ただし、緊急の場 第3 警察通信設備の利用又は使用の手続きについての窓口は県においては、 合は電話又は口頭によることができるものとする。

なお、県の出先機関から県知事への報告又は連絡のために前記設備を利用又 は使用する場合は、出先機関の長と最寄りの警察署長をそれぞれの窓口とする

- (1) 利用又は使用する通信設備の種類
  - (2) 利用又は使用する理由
    - (3) 通信の内容
- (4) 発信者及び受信者
- 2. 前項の申込みを受けた警備課長は、その内容を警務課長その他の通信統制官 等にすみやかに連絡するものとする。

## (承認及び通信順位)

その通信内容が緊急を要する場合においてその通信のための特別の必要があ 第4 第3の2の規程に基づき、連絡を受けた警務課長その他の通信統制官は、 ると認めるときは、その利用又は使用を承認するものとする。

この場合において、受付けた通信の取扱順位の決定は、警務課長その他の通 信統制官等が通話の内容、受付け順位をしんしゃく決定するものとする。

## (利用又は使用の場合)

第5 乙が警察通信設備を利用又は使用する場合は、極力自己の管理に係る通信 手段を尽くした後において行うものとする。

第6 本協定によるもののほか、特に必要が生じた場合は甲、乙協議の上決定す るものとする。

#### 逶

昭和39年5月11日から施行する。

## 昭和39年5月11日

#### 111 R 我 皿 神奈川県警察本部長 ⊞-

#### 岩太郎 $\exists$ K # 私 账 $\equiv$ 袱 華 N

#### 了解事項

- 警察通信手段の利用又は使用の種類についての選択は、県警に任せる。
  - 第3の依頼手段は、伝票式とする。(様式別添)
- 通知又は、要請を行う場合の連絡先を常に把握しておくため地域防災計画の 中に市町村及び関係機関等の防災担当責任者を明確に定めること。 02 m
- 4 本協定に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備 の新設もしくは増設または、通信機器の貸与を行わないものとする。

### 資料 4-1-(18) (くらし安全防災局総務室)

## 神奈川県非常通信運用要領

第1条 この要領は、災害時の県と市町村間の非常通信の円滑な運用を図るため、 必要な事項を定めるものとする。

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ころによる。

## (1) 非常通信

災害時、一般公衆回線及び防災行政通信網が利用できない又は利用困難な 場合に、他機関の自営通信システム等その他の手段を用いて行う通信のこと をいう。

## (2) 非常通信ルート

県とその他自営通信システムを保有する機関との間であらかじめ設定し た災害時の通信ルートのことをいう

## (非常通信ルート)

第3条 県と市町村間の非常通信ルートは、別表のとおりとする。

## (運用の原則)

第4条 非常通信の運用原則は、次の各号に定めるところによる

## (1) 非常通信の利用

県及び市町村は、災害時に一般公衆回線及び防災行政通信網が利用できな い場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保を目的として非常通信 を利用できる。

## (2) 非常通信の内容

非常通信は、次の内容の通信に利用する。(①~③の順に優先される)

- ① 人命の救助に関するもの
- 県又は市町村が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの (a)

③ 鉄道、道路、電力、ガス設備、電話回線の被害状況及び応急復旧作業に (被害状況把握、応援要請、前記に対する回答) 関するもの

## (3) 非常通信利用時の留意事項

・、、いっかのショョョョーンイアムを利用する関係上、情報伝達内容は簡潔明瞭なものとし、本来業務への影響を最低限に抑えるものとする。

### (通信の様式)

第5条 非常通信は、情報伝達内容を簡潔明瞭なものとするため、原則として別記 第1号様式を使用する。

## (非常通信訓練)

第6条 神奈川県安全防災局は、原則として次の各号のとおり非常通信訓練を実施 する。ただし、全国非常通信訓練等が実施されるときは、それに替えるものとす

奇数月10日(10日が土日祝日の場合は、順延して行う。) (1) 訓練日

午前9時~12時 (2)訓練時間 毎回 2~3 市町村に、地理的条件等を考慮して協力を依頼す (3) 対象市町村

ريد

## (かの街)

第7条 この要領に定めるもののほか、非常通信の運用に必要な事項は別に定める。

#### 玉

平成22年4月1日から施行する。 この要領は、 3 2 1

平成24年4月1日から施行する。 この要領は、

平成26年4月1日から施行する。 この要領は、

この要領は、平成27年8月1日から施行する。

第1号様式 (第5条関係)

非常通信用紙

別表

神奈川県非常通信ルート 受付機関、中継機関

受信機関

中継機関

受付機関

市町村

神奈川県 警察本部

横浜市川崎市

神奈川県警察本部 東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支: 神奈川県警察本部

川崎警察署 東京電力パワーグリッド(株)川崎支社 横須賀警察署 横須賀三浦地域県政総合セッチ 東京電力パワーグリッド(株)横須賀営業

横須賀市

東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支 神奈川県警察本部

企業局水道部浄水課 神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課

盐 金 (R 金 **R** Ш 災害種別:地震・洪水・火災・津波 取扱者 取扱者 (取扱者 (取扱者 业 业 业 盐 (取扱者 Щ 分)・送信( 分)・送信( 分)・送信( 分)・送信( 尔 #业 盐 业 盐 业 : 平成 ш 吳信( 受信( 受信( 受信( 町 盐 被害状況 被災地区 請内容 機関名 名 名 名 Ш 機関名 噩 機関名 噩 噩 発信日時 発住 涨 翢 尔 4  $\alpha$ က 熳 辑 × 宛先 発信人 頹 粬 箈 絽

神奈川県 くらし安全防 災局

> 神奈川県警察本部 東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支

(株)神奈川総支

伊勢原市

大和市

海老名 市

座間市

| 神奈川県警察本部 | 神奈川県警察本部 | 神奈川県警察本部 | 企業局水道部浄水課

県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)

南足柄市

松田警察署 大和警察署 海老名水道営業所 県央地域県政総合い夕 葉山警察署

神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課 神奈川県警察本部

神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課 神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課 東京電力パワーグリッ

厚木市

4. 神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課 神奈川県警察本部 企業局水道部浄水課 企業局水道部浄水課 市奈川県警察本部 東京電力パワーグ1ッド(株)神奈川総支 神奈川県警察本部

東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支神奈川県警察本部

東京電力パワーグリッド(株)藤沢支社 小田原警察署 県西地域県政総合むター(小田原合同庁舎) 茅ヶ崎警察署 茅・崎小道営業所 返子警察署 寒川浄水場逗子分室

小田原市

鎌倉市

藤沢市

平塚市

茅ヶ崎市

逗子市

相模原警察署

相模原市

三浦市秦野市

\*各市区町村は都道府県をあて先とし、各都道府県はあて先を内閣府とし、中継依頼機関に送信すること。

\*中継依頼機関は伝達経路欄の各項目に記入の上、回送すること。

\*受信時刻と送信時刻は、原則受信時刻については受信完了時刻、送信時刻については、送信開始時刻を記載すること。なお、使送の場合は、受信時刻は、使送者から通信文を受け取った時刻、送信時刻は、使送者が自機関を出発時刻を記載すること。

. .\_

‡ ‡	受付機関、中継機関		四十二日
E E	受付機関	中継機関	又后筬渕
十二%甲	大磯警察署	神奈川県警察本部	
一般など	平塚水道営業所	企業局水道部浄水課	
山	大磯警察署	神奈川県警察本部	
<u>Н</u>	平塚水道営業所	企業局水道部浄水課	
	松田警察署	神奈川県警察本部	
6#8	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社	
î F	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	1	
大井野	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	1	
	松田警察署	神奈川県警察本部	
	松田警察署	神奈川県警察本部	
松田門	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	1	
山北町	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	- K	神奈 三県
	松田警察署	神奈川県警察本部 (	くらし女王乃二然同
開成町	県西地域県政総合センター(足柄上合同庁舎)	ı	
	松田警察署	神奈川県警察本部	
	温泉地学研究所	1	
箱根町	平塚水道営業所 箱根水道センター	企業局水道部浄水課	
	湯河原町役場	1	
真鶴町	小田原警察署	神奈川県警察本部	
	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支	
湯河原町	真鶴町役場		
[ - Not - 1 (feet	東京電力パワーグリッド(株)小田原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支	
	県央地域県政総合センター	1	
敞三甲	厚木警察署	神奈川県警察本部	
	東京電力パワーグリッド(株)相模原支社	東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支	
清川村	厚木警察署	神奈川県警察本部	

## 災害時における相互協力に関する協定

神奈川県知事(以下「甲」という。)、神奈川エフエムネットワーク(以下 | Z」という。)及び株式会社ニッポン放送(以下「丙」という。)は、神奈川県地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置した場合、又は設置が見込まれる場合(以下「災害時」という。)における相互協力に関して、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

#### 1 (HA)

第1条 本協定は、災害時における甲、乙及び丙の情報の相互提供、広報協力 に係る相互連携協力について定め、もって災害時における広報力の強化を図 ることを目的とする。

## (情報の相互提供)

- 第2条 甲は、乙及び丙に対し、必要と認めるときは、災害に関する情報を提供することとする。
- 2 乙及び丙は、必要と認めるときは、次の各号に定める情報について、相互 に提供を求めることができる。ただし、これを強制してはならない。
  - (1) 乙の保有する地域情報
- (2) 丙の保有する広域情報
- (3) その他災害に関する情報
- 3 乙を構成する各社(以下「乙の各社」という。)及び丙は、前項により情報の提供を求めるとき、個別に連絡を取り合うものとする。
- 4 この各社は別表のとおりとし、この各社に変更があった場合、又はこの各社のサービス名に変更があった場合、こは遅滞なく別表を修正し、甲及び内に書面にて通知するものとする。
- 5 乙及び丙が放送した情報は、放送社のクレジットを付して乙及び丙が利用することができる。
- 6 乙を構成する神奈川新聞社について、第3項に定める「個別に連絡を取り合う」対象から除外し、神奈川新聞社が運営するニュースサイト「カナロコ」に掲載されている情報は、連絡を取らずにクレジットを付して乙及び丙が利用できるものとする。

### (出演者協力)

- 第3条 乙及び丙は、必要と認めるときは、前条第2項各号に定める情報を放送するため、相互に出演者の協力を求めることができる。ただし、これを強制してはならない。
- 2 乙及び丙は、前項により出資者の協力を求められた場合は、可能と認める 範囲において、出資者の派遣を行うものとする。その際の条件等は、こと丙で協議を行い、定めるものとする。

### (平時の取組)

第4条 甲、乙及び丙は、本協定の目的を達成するため、甲、乙及び丙が災害時に備えて行う訓練、研修及び必要な情報共有等に関し、平時から連携するよう 努めるものとする。

#### (連絡体制)

- 第5条 甲、乙及び丙は、災害時等に本協定が円滑かつ迅速に運用されるよう、連絡体制についてあらかじめ定めるものとする。
- 2 甲乙丙それぞれの連絡体制に変更が生じた場合は、その都度、相互に連絡するものとする。

#### サイノ

第6条 甲、乙及び丙が相互に入手した情報の放送について、責任は放送を実施した事業者(乙及び丙)が負うものとする。

#### (費用負担)

第7条 放送に係る費用は無償とする。但し、災害放送が長期に及ぶ場合や平時の啓発放法に係る費用は、別途協議により定めるものとする。

#### 協議)

第8条 本協定に定めのない事項、又は本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

#### 日報

第9条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和3年3月3日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙丙いずれからも甲出のない場合は、本協定の有効期間を更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。乙の各社は、それぞれ、本協定書の写し1通を保有する。

令和2年10月 日

## 甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐治

## 乙 神奈川エフエムネットワーク

乙 代表幹事 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 横浜エフエム放送株式会社

代表取締役社長 兒玉 智彦

## 丙 東京都千代田区有楽町1-9-3

株式会社ニッポン放送

代表取締役社長 檜原 麻希



## 神奈川県下消防相互応援協定

別表 (第2条関係)

〇 乙を構成する各社

こを構成する各社は、令和2年10月28日時点で次のとおり。

乙を構成する各社は、令和2年10月28日時点で次のとおり。	気で次のとおり。
機関名	備考
大和ラジオ	
湘南平塚コミュニティ放送	
横須賀エフエム放送	
逗子・葉山コミュニティ放送	
かわさき市民放送	
エフエム熱海揚河原	
鎌倉エフエム放送	
藤沢エフエム放送	
エフエム戸塚	
エフエムさがみ	
横浜コミュニティ放送	
<b>派老名エフエム放送</b>	
FM淋南マジックウェイブ	
横浜マリンエフエム	
FM小田原	
神奈川新聞社	
横浜エフエム放送	乙 代表幹事

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づいて、横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ケ崎市、逗子市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、大磯町、三宮町、箱根町、湯河原町、愛川町(以下「協定市町」という。)の各市町長(以下「市町長」という。)は、消防相互応援に関して次により協定する。第1条この協定は、火災その他の災害(以下「災害」という。)が発生したとき、第1条との協定は、火災その他の災害(以下「災害」という。)が発生したとき、第1条とかの原因及び消火のために受けた損害の調査(以下「火災調査」という。)を実施し安率秩序を保持することをもって目的とする。

第2条 前条の目的を達成するため、協定市町は、次に掲げる区分によって消防隊、救急隊その他必要な人員機器資材(以下「消防隊等」という。)を相互に出場させ若しくは調達して応援活動させるものとする。

### (1) 通常応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書別表第1に定める区域に発生した火災及び別表第1の2に定める区域内に発生した災害を覚知したとき、その消防本部又は消防署に属する消防隊等により自動的に行なうもの。

## (2) 消防団応援

隣接する協定市町が、協定市町消防長覚書に定める区域内に発生した火災を覚知したとき、非常勤の消防団員による消防隊により自動的に行なうもの。

## (3) 特別応援

いずれかの協定市町の行政区域内に大災害が発生し、若しくは前各号に規 定する以外の応援(火災調査を含む。)を特に必要とする場合で、災害地の市 町長又は消防長の要請によって他の協定市町長が消防隊等により行なうもの。 第3条 応援の出場隊数は、通常応援は原則として1隊、消防団応援は地域実情 により、特別応援は要請の内容、消防力及び消防事象の実情等に即して応援を

第4条 特別応援の要請を行なう場合には、次の事項をでき得る限り明らかにしなければならない。

行なう協定市町の消防長が決定するものとする。

- (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
- (2) 応援を要請する消防隊等の種類及び数
- 活動内容及び集結場所
- 誘導員又は担当責任者
- その他

第5条 応援要請(覚知による自動出場を含む。)を受けた協定市町は、ただちに 消防隊等を出場させるものとする。ただし、自市町及び組合の災害または止む を得ない事情がある場合若しくは法令その他に別段の定めがある場合は、 限りではない。 第6条 応援出場した消防隊等は、災害地の消防長の指揮のもとに行動するもの

第7条 応援に要する経費等の負担は、法令その他に別段に定めがあるものを除 くほか次による。

(1) 通常応援及び消防団応援のために要した経常的経費は、応援を行った協定 市町の負担とする。ただし、要請により調達し、若しくは立替えたもの又は 燃料、機器資材の補給、給食等に要した経費は、応援を受けた協定市町が現 物により、又はその経費を負担する。

(2) 特別応援のために要した経費は、応援を受けた協定市町が負担するものと

(3) 応援消防隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合 における災害補償は、応援を行なった協定市町の負担とする。ただし、災害 地において行なった救急治療の経費は、応援を受けた協定市町の負担とする。

は、応援を受けた協定市町がその賠償の責めに任ずる。ただし、災害地への (4) 応援消防隊員が、応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合において 出場若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。 第8条 協定市町は、この協定の適正な運用を期するために必要な各種消防情報 資材等を相互に通知するものとする。 この協定による相互応援は、それぞれの消防長が実施するものとし、こ の協定実施のために必要な事項は、協定市町消防長が協議決定するものとする。 この協定に記載のない事項又は疑義を生じた事項については、協議の 第10条 第9条

この協定は昭和50年8月1日から効力を発生するものとし、次に掲 げる協定は廃止する。 第11条

上決定するものとする。

逗子市、三浦市、相模原市、厚木市、大和市、秦野市、伊勢原市、座間市、海 瀬町及び津久井郡広域行政組合の間で、昭和47年8月25日に締結した消防 横浜市、川崎市、横須賀市、小田原市、鎌倉市、藤沢市、平塚市、茅ヶ崎市、 老名市、南足柄市、大磯町、湯河原町、葉山町、箱根町、寒川町、

この協定を証するため本書23通を作成し、記名押印の上各1通を保有する

ものとする。

13 昭和50年7月2

この協定の第2項第1号については、昭和56年8月25日から効力を生ずる。

(昭和56年8月25日締結)

発則

この協定は、平成2年7月1日から施行する。

(平成2年6月19日締結)

附則

平成12年4月1日から施行する。 この協定は、 (平成12年4月13日締結)

附則

平成16年8月20日から施行する。 この協定は、 (平成17年1月11日締結)

新則

平成18年3月20日から施行する。

この協定は、

(平成18年3月20日縮結)

この協定は、平成18年8月18日から施行する。

(平成18年8月18日締結)

附則

平成25年4月19日から施行する。 この協定は、 (平成25年4月19日締結)

平成29年4月1日から施行する。 この協定は、

(平成29年3月21日締結)

この協定は、平成4年4月1日から施行する。

(令和4年3月23日締結)

# 神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領

#### 1 目的

この航空機特別応援実施要領(以下「要領」という。)は、神奈川県下消防相互応援協定第2条第3号の規定に基づき、災害発生地の市町が他の市町による回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を用いた消防に関する応援(以下「航空機特別応援」という。)を要請しようとする場合に、当該応援が円滑、かつ、迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とす

## 2 対象とする災害

航空機特別応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、〜リを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 地震、風水害等の自然災害
- (2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事 ...
- (3) 高層建築物の火災
- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害
- 3 航空機特別応援の種別

航空機特別応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

### (1) 調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

### 光涿仁雄

公田秀

### (2) 火災出場

消火活動のための出場

### 旧次位則

(3) 救助出場

人名 救助のための特別な活動を要する場合の出場(これに付随する救急搬送活動含む。)

## (4) 救急出場

数急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

# 救援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

(5) 救援出場

航空機特別応援の担当区域 応接側市町の航空機特別応接担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、

応援側市町の航空機特別応援担当区域は、別表1のとおりとする。ただし、 災害発生地の消防長が複数のへり出場を必要と認めた場合又は応援側市町の航空機が出場できない場合は、この限りでない。

5 航空機特別応援の出場限定条件

航空機特別応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする

- (1) 出場時間帯は、原則として目出から目没までとする。
- (2) 気象状態は、航空法 (昭和27年7月15日法律第231号)の定めるとこ
- 6 航空機特別応援の要請手続
- (1)要請側市町の消防長は、航空機特別応援を必要とみとめた場合は、次の事項を応援側市町の消防長へ通報するものとする。
- 必要とする応援の種別及びその具体的内容
- 応接活動に必要な資機材等
- の 職発着可能な場所及び給油体制
- エ 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法
- オ 離発着場における資機材の準備状況
- カ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- キ 他の消防本部にヘリの応援を要請している場合の消防本部名
- ク 気象の状況
- ケ ヘリの誘導方法
- その他必要な事項
- (2) 応援側市町の消防本部連絡先は、別表2のとおりとする。
- (3) 要請の通報事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連締するものとともに、後日、正式文書を送付するものとする。
- 7 航空機特別応援の決定の通知

応援側市町の消防長は、前項の航空機特別応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、要請側市町の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

## 8 航空機特別応援の中断

応援側市町の都合でへりを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援 側市町の消防長は、要請側市町の消防長と協議して航空機特別応援を中断する ことができるものとする。

## 9 航空機特別応援の始期及び終期

(1) 航空機特別応援は、(2) 及び(3)に定める場合を除きへりが航空機特別 応援の命を受けてヘリポートを出発したときに始まり、ヘリポートに帰投し たときに終了するものとする。要請側市町により航空機特別応援の要請が撤 回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機特

別応援出場すべき命令があったとこは、そのときから航空機特別応援は始まるものとする。

- (3) ヘリが、航空機特別応援に出動中に前項の規定の基づき、航空機特別応援が中断され、応援側市町に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機特別応援は終了するものとする。
- 10 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮等
- (1) 航空機特別応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2)当該へりに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町の消防本部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。
- 11 航空機特別応接に係る要請側市町の事前計画等
- (1)要請側市町は、航空機特別応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする
- (2) 要請側市町の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
- ・ 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場(以下「離発着場」という。)の位置図等(様式2参照)
- 燃料の補給体制

4

- 応援出場へリと要請側消防本部の通信連絡方法
- エ 離発着場への職員の派遣
- オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の 除去等離発着に必要な措置
- カ 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制
- その他必要と認める事項
- (3)前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場(様式2)の位置図等を応援側市町へあらかじめ届出するものとする。
- 2 応援側市町の情報提供

応援側市町の消防長は、新規にヘリを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により各消防長へ情報提供するものとする。

13 航空機特別応援に要する経費の負担区分

航空機特別応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによる ものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員 (ヘリの運航に必要な、運航責任者、運航安全管理者

及び運航管理要員を含む。)の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町が負担するものとする。

- (2) 応援中に発生した事故の処理に要する土地、建築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町の負担とする。ただし、応援側市町の重大な過失により発生した損害は、応援側市町の負担します。
- (3)前号に定める要請側市町の負担額は、応援側市町の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4)前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度要請側市町の消防長と応援側市町の消防長が協議し決定するものとする。
- 14 ヘリ事故時の連絡

要請側市町の消防長は、応援出場へりに関する次の事故を覚知したときは、 応援側市町の消防長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故
- (2) 航空機の重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

解 則

この要領は、昭和57年5月12日から施行する。

解則

この要領は、昭和61年11月25日から施行する。

医金虫

この要領は、平成2年7月1日から施行する。

医金虫

この要領は、平成12年4月13日から施行する。

附別

この要領は、平成18年3月20日から施行する。

解 割

この要領は、平成25年4月19日から施行する。

解 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年2月1日から施行する

別表 1

航空特別応援担当区域

担当区域(要請市町)	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町
応援側市町	横浜市	川崎市

※委託区域を含む。

別表2

応援側市町の消防本部連絡先

応援側市町	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
横浜市	司令課	045-332-1351	045-331-5221
川崎市	指令課	044-223-2645	044-223-2654 • 2655

樣式1、樣式2及び樣式3 省略

## 東京湾消防相互応援協定書

第1章 総則

(日代)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和52年法律第526号)第39条の規定に基づき、第2条に規定する各都市の港内及びこれに関連する沿岸施設等に大規模災害が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定都市)

第2条 この協定は、次に掲げる各都市の消防機関(以下「協定機関」という。) 相互間になって こうしょ

において行うものとする。

(1) 東京都 (東京消防庁)

(2) 川崎市(川崎市消防局)

(3) 千葉市 (千葉市消防局)

(4) 横浜市 (横浜市消防局)

(5) 市川市(市川市消防局)

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げるものとする。

(1) 船舶、航空機、車両等の交通機関による大規模な火災又は危険物の流出事故

(2) 大規模な危険物施設等の火災

(3) その他前2号に準ずる大規模火災等

第2章 相互応援

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条に規定する災害が発生した都市(以下「発災都市」という。)の長又は消防長が次のいずれかに該当する場合に第2条に規定する都市(以下「応援都市」という。)の長又は消防長に行うものとする。

(1) その災害が協定都市に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合

(2) 発災都市の消防力によっては防ぎょが著しく困難と認める場合

(3) その災害を防除するため協定機関が保有する特殊の車両等及び資器材を必要と認める場合

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生の場所及び被害の状況

(3) 要請する車両等の種別、資器材の数量及び集結場所

(4) その他必要な事項

(応援隊等の派遣)

第5条 応援都市の長又は消防長(以下「応援都市の長」という。)が前条の規定により 応援要請を受けたときは、特別の理由がない場合のほか、応援を行うものとする。

である。 2. 前項の規定による要請に広ずることができない場合は、その旨を速やかに発災都市の長又は消防長(以下「発災都市の長」という。)に通報するものとする。

## (消火用資器材等の調達手配)

第6条 応援都市の長は、発災都市の長から消火用資器材等の調達及び輸送について依頼 を受けた場合は、これが迅速に行われるよう手配するとともに、その結果を発災都市の 長に涌報するものとする。

## (応援隊の指揮)

第7条 応援隊の指揮は、発災都市の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。 し、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

第8条 応援隊の長は、消防行動の結果を速やかに発災都市の長に報告するものとする。

# (災害概要の通報)

第9条 発災都市の長は、消防行動終了後速やかに災害の概要を応援都市の長に通報する ものとする。

#### 連絡会議 第3章

#### (連絡会議)

第10条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度協定機関間において連絡会議を開 くものとする。

## (協議連絡事項)

第11条 連絡会議は、次の各号について行うものとする。

## (1) 消防相互応援要領の円滑化に関すること。

- 協定機関の消防現勢、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること。
  - 協定都市間の消防演習に関すること。 (3)
- 消防資器材の開発、研究資料の交換に関すること。
- その他必要な事項 (4) (5) (6)

#### 経費負担 第4章

第12条 この協定を実施するため必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

(1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、 務災害補償費及び事故により生じた経費は応援側の負担とし、これ以外の経費は、 災都市の負担とする。

 $\langle 4$ 

(2) 第6条の規定に基づく経費は、発災都市の負担とする。ただし、応援都市の職員を して行う輸送、連絡等に要する経費は、応援都市の負担とする。

### 第5章 雑則

#### (実施細部)

第13条 この協定に特別の定めがあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事 項は、協定機関の消防長が協議して定めるものとする。

#### (疑義)

第14条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、 決定するものとする。

## (協定書の保管)

第15条 この協定を証するため正本5通を作成し、協定機関がそれぞれ1通を保管するも のとする。

#### 所 到

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、川崎市、千葉市及び横浜市間にお いて締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

#### Ш 平成2年5月29

吉清旭信雄 术 秀 浴 # 秀 梔 梔 赵 恒 恒 長長長 東京消防庁消防長消防総監 ₩ 七 七 ### 埀 揪 笊  $\equiv$ + 搟

- 1 この協定は、平成2年6月1日から効力を生ずる。
- 川崎市、千葉市及び横浜市間にお 2 この協定の締結に伴い、昭和51年4月1日東京都、 いて締結した東京湾消防相互応援協定は効力を失う。

## 平成2年5月29日

吉清旭信雄 永 秀 浴 僑 井 権 秀 高 松 堰 長長長 東京消防庁消防長消防総監 문 ₩ 七 # ### 埀 揪 浜 三 + 懐 市

#### 圣运

この協定は、平成18年12月12日から効力を生ずる。

#### Ш 平成 18 年 12 月 12

重夫一 宏 行 묲 举 险 米 口能 洹  $\mathbb{H}$ 揪 黑 豆 龥  $\oplus$ 長長長長 東京消防庁消防長消防総 七 문 七 ### 七 埀 揪 笊  $\equiv$ + 襭

(2)



# 神奈川県消防広域応援体制に係る航空機応援実施要領

この航空機応援実施要領(以下「要領」という。)は、神奈川県下消防相互応 接協定第2条第3号及び消防防災ヘリコプター出動等に係る協定第3条の規定 に基づく、災害発生地の市町村が回転翼航空機(以下「ヘリ」という。)を用い た消防に関する応援(以下「航空機応援」という。)が円滑、かつ、迅速に行わ れるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

## 2 用語の定義

### (1) 応援側市

ヘリを保有し、県の要請に基づきへりの応援を行う横浜市及び川崎市をいう。

## (2) 要請側市町村

災害等が発生し、又はその発生のおそれのある場合で、ヘリによる応援を必 要とする市町村をいう。

## 対象とする災害

航空機応援の対象となる災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用する ことが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

## (1) 地震、風水害等の自然災害

(2) 陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域での、大火災、大災害、大事

## (3) 高層建築物の火災

- (4) 航空機事故、列車事故等集団救助救急事故
- (5) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害

## 4 航空機応援の種別

航空機応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

## (1) 調査出場

情報収集、指揮支援等のための出場 現場把握、

#### 人災出場 (2)

消火活動のための出場

#### 救助出場 3

人命牧助のための特別な活動を要する場合の出場(これに付随する救急搬 送活動含む。)

### (4) 救急出場

教急患者搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの

### (2)

教援物資、資機材、人員等の搬送のための出場

## 航空機応援の担当区域

別表1のとおりとする。 応援側市の応援担当区域は、 ただし、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を必要と認めた場合又は応援 側市の航空機が出場できない場合は、この限りでない

## 航空機応援の出場限定条件

航空機応援の出場限定条件は、次の各号のとおりとする。

# (1) 出場時間帯は、原則として日出から日没までとする。

気象状態は、航空法 (昭和27年7月15日法律第231号)の定めるとこ ろによる。

## 7 航空機応援の要請手続

(1) 要請側市町村の消防長は、航空機応援を必要とみとめた場合は、様式1に より次の事項を応接側市の応接担当区域に基づき、該当応接側市に連絡する とともに、神奈川県知事(以下「県知事」という。)へ要請するものとする。

## 必要とする応援の種別及びその具体的内容

応援活動に必要な資機材等

## 離発着可能な場所及び給油体制

災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡の方法

## 離発着場における資機材の準備状況

現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況

他の消防本部にヘリの応接を要請している場合の消防本部名

### 気象の状況

ヘリの誘導方法

## その他必要な事項

なお、災害発生地の消防長が複数のヘリ出場を要請した場合又は応援担当

県知事は、応援担当区域に基づく、応援側市に航空機応援の出動要請を行

と調整する。

区域の応援側市の航空機が出場できない場合は、応援担当区域外の応援側市

(3) 神奈川県の連絡先は、別表2のとおりとする。

# (4) 応援側市の消防本部連絡先は、別表3のとおりとする。

要請事項は、電話、ファクシミリ等によって様式1により明確に連絡する とともに、後日、正式文書を送付するものとする。

## 航空機応援の決定の通知

応援側市の消防長は、前項の航空機応援の出動要請に基づいて、応援を行う

ことを決定した場合には、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

- 9 航空機応援の中断
- (1) 応援側市の都合でへりを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市の消防長は、要請側市町村の消防長と協議して航空機応援を中断することができるものとする。
- (2) 航空機応援を中断する場合、応援側市の消防長は、県知事にその旨を報告するものとする。
- 10 航空機応援の始期及び終期
- (1) 航空機応援は、(2)及び(3)に定める場合を除きヘリが航空機応援の命を受けたときに始まり、ヘリポートに帰投したときに終了するものとする。要請側市町村により航空機応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空機応援出場すべき命令があったときは、そのときから航空機応援が始まるものとする
- (3) ヘリが、航空機応援に出動中に前項の規定の基づき、航空機応援が中断され、応援側市に復帰すべき命令があったときは、そのときをもって航空機応援は終了するものとする。
- 11 航空機応援のための出場したへりの指揮等
- (1) 航空機応援のための出場したヘリの指揮は、要請側市町村の消防長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本 部の基地局及び災害現場の最高責任者と緊密な連絡をとるものとする。
- 2 活動結果の報告

応援側市は、応援活動終了後、神奈川県下消防和丘応援協定に基づく覚書様 式1により、県知事及び要請側市町村の消防長に活動結果を報告するものとす \*

- 13 航空機応援に係る要請側市町村の事前計画等
- (1) 要請側市町村は、航空機応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 要請側市町村の事前計画に定める事項は、次のとおりとする。
- 7 地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行 場外離発着場 (以下「離発着場」という。)の位置図等 (様式2参照)

- イ 燃料の補給体制
- 応援出場へリと要請側消防本部の通信連絡方法
- 離発着場への職員の派遣
- オ 応援に伴い生ずることが予想される一般人、建物等に対する各種障害の除去等離発着に必要な措置
- 空中消火剤、救急救助資機材、隊員等の補給体制
- キ その他必要と認める事項
- (3) 前号の計画を作成した場合は、そのうち離発着場(様式2)の位置図等を応援側市へあらかじめ届出するものとする。
- 14 応援側市の情報提供

応援側市の消防長は、新規にへりを保有した場合若しくは更新した場合又は性能に、変更があった場合、その情報を様式3により県知事及び各消防長へ情報提供するものとする。

15 航空機応援に要する経費の負担区分

- (1) ヘリの燃料費、隊員(ヘリの運航に必要な、運航責任者、運航安全管理者及び運航管理要員を含む。)の出動手当、旅費、日当等経常経費については、要請側市町村が負担するものとする。
- (2) 応接中に発生した事故の処理に要する土地、種築、工作物等に対する補償費、一般人の死傷に伴う損害賠償その他の経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市の重大な過失により発生した損害は、応援側市の負担レオス
- (3) 前号に定める要請側市町村の負担額は、応援側市の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
- (4) 前3号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その計度要請側市町村の消防長と応援側市の消防長が協議し決定するものとする。
- 16 ヘリ事故時の連絡

要請側市町村の消防長は、応援出場したヘリに関する次の事故を覚知したと きは、県知事及び応援側市の消防長に速やかに連絡するものとする。

- (1) 人の死傷に伴う事故
- 航空機の重大な損傷事故
- 3) 救難対策を必要とする事故

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。 附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。

応援側市及び航空応援担当区域

別表 1

応援側市	担 当 区 域 (市町村)
横浜市	川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、葉山町、大磯町、二宮町、箱根町、湯河原町
中學川	横浜市、相模原市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町

※委託区城を含む。

別表 2

神奈川県の連絡先

要請先	区分	連絡、要請窓口の名称	電話番号	電話ファクシミリ
田田本井	世士	消防保安課	045-210-3436	36 045-210-8829
张 三 张 丰	休田			045-201-6409

別表3

応援側市の消防本部連絡先

# 災害時における応急仮設住宅の建設等に関する協定書

#### 部

第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理及び俸害物の除去の実施(以下「住宅建設等」という。)に関して、神奈川県(以下「旧・という。)・並びに教助実施市である戦策市(以下「乙、という。)、川高市(以下:内」という。)、以川高市(以下:内」という。)、が一般社団法人神奈川県建設業協会(以下「戊」という。)に第力を求めるに当たって必要な一事項を定めるものとする。

#### 雅

- 第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害数助法(昭和 22 年法律第 118号)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、確設し供与するもの、同項第6号に規定する被災した住宅の応急修理、及び回項第 10 号に規定するもののうち災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号)第 2 条第 2 号に係るもの(障害物の除去)をいう。
  - 2 「敷助実施市」とは、災害敷助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。 う。

## (発展の世紀形)

第3条 甲又は乙、丙若しくは丁は、住宅建設等の更請に当たっては、第8条第1項の連絡網線を行ったうえ、正事場所、正事内容、規模、着工規目、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲又は乙、丙若しくは丁は、後に前部之等を選やかに戊に提出しなければならない。

#### <u>.</u>

第4条 戊は、前条の要消があったときは、戊の会員である建設券者(以下「業者」という。)のあっせんその他可能な假り、中又は乙、丙光レくは丁に協力するものとする。

### (住宅建数等)

第5条 成のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅逃款警を行うものとする。

## (費用の負担及び支払)

- 第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、内若しくは丁が負担するものとする。
- 2. 前頃の当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後心査をし、これを確認したとさは、業者の請求により前頃の費用を速やかに支払うものとする。

#### (画物物工)

第7条。この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築代宅部住宅計画隊、こにおいては横浜市連築局住宅部住宅政策課、西においては対策市が東京川崎市まちづくり居住宅政策部住宅整備推進課、丁においては超校原市都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては「設性選法人神楽川県建設協会事業配とする。

#### (連絡調整)

- ń 所及び丁は、中の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。 2 乙、丙、若しくは「又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めるこ 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ四滑に行われるよう連絡調整を行い、
  - とができる。

#### (製 完)

第9条 戊は、住宅建設等について、協力できる人員の状況を毎年4月末日までに 中並なに乙、内女な丁に飛むするものとする。ただし、甲又は乙、丙若しくは丁が必要と認めた場合は、戊に対し隨時報告を求めることができる。

## (会員名簿等の提供)

第10条 戊は、本協定に係る戊に加盟する会員の名簿を価年4月末日までに甲並び に乙、丙及び丁に提供するものとし、会員に異動があった場合は、甲並びに乙、 内及び丁に報告するものとする。

#### (鑑 鑑)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度世乙丙丁戌 簡編のうえばめるものとする。

#### (本の種)

第12条 この協定を証するため、本書を5通作成し、甲乙丙丁戊記名拝印のシえ各 1.通を保有する。

#### 亖

1 この協定要は、平成31年4月1日から適用する。ただし、2、丙又は丁におい

ては、救助実施市の指定公示における効力発生日から適用する。 2 神采川県知事と一般社団法人神奈川県建設業協会との間で締締した平成 17 年4 月1日付け「災害時における応急仮設住宅雄設等に関する協定等」は廃止する。

平成31年4月1

神奈川県横浜市中区日本 神奈川県知事 - 県岩 - 祐治、 Ŧ

| 大学などでは | 神奈川県街浜市中区洋町で町町「新地 横浜市区 | 林 シイ・ Ŋ

神奈川県川崎市川崎島 至田 **川葱市坂** 

ĸ

神奈川県柑模原市中央区市政会工目

相模原布長 加山 俊犬

孝子 种条用以横模市中区太田町2~22 一般社団在人种奈川県建設業協会。会長

Ł

# 災害時における広急仮設住宅の建設に関する協定書

#### 調の

第1条 この協定法、災事時における内貌成別に第(以下「任何」という。の確認に強して、 等余川環(以下「中」という。)及び教助线適市である機能市(以下「乙」という。)が一般社田強人プレスプ連築協会(以下「丙」という。)に協力を収めるに並たして必要な事項を消めるものにする。

#### (A)

- 第2条 この協定において「住宅」とは、災害教训は(昭和22年法律第118号)第4条第1項 第1号に規定する応急仮設信宅のうち、建設し供与するものをいう。
  - 「敷助実施市」とは、災害敷助法第2条の2第1項に規定する敷助実施市をいう。

## (記載の事機の)

- 第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって内に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲戌後に当該文書を達やかに内に提出しなければならない。
- 2 乙は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸敷、規模、着工期11、その他必要と認める事項を、文書をもって中に近絡するものとし、乙からの運絡を受けた中は、第8条第1項の道線翻盤を行ったうえ、建設場所、戸敷、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって内に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話がによることができる。この場合において、乙は中に、甲は丙に、それぞご後に当該文書を選やのに提出しなけたはなる。この場合において、乙は中に、甲は丙に、それぞご後に当該文書を選やのたに提出しなけたばならない。
  - 3 神奈川県内において災害黎地法の適用を受けた市庫村がこのみである場合は、乙は治境にかかわらず、住宅建設の投資に当たっては、建設場所、戸敷、規税、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接内に重絡することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電影等によることができる。この場合において、乙は後に当該文書を速やかに内に提出したけたばならない。
    - 4 前項の場合、乙は住宅建設を支請した旨を速やかに甲に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の道絡調整を行う。

#### (衛力)

第4条 内は、前条の要請があったとぎは、内の会員である住宅建設業者(以下「丁」という。)のあっせんその他可能な親り中又はZに協力するものとする。

#### (住宅建設)

第5条 丙のあっせんを受けた丁は、第3条の更請に基づき、住宅建設を行うものとする。

## (費用の負担及び支払い)

- 統6条 丁汐海条の住宅建設に取りた費用は、地波建設に係る契約当事者である中又は乙が食利みもものとする。
- 2 前項の契約当事者である中又は乙は、丁の任宅建設終了後後査をし、これを確認したときは丁の請求により前項の費用を送かかに支払うものとする。

#### (三級線庫)

第7条。この協定の業務に関する近端窓口は、中においては神奈川県県土整備局途籍住宅部住宅計画は、こにおいては横浜市建築局住宅部住宅政策課、所においては一般社団法人プレハン連整協会業務第一部とする。

#### (画名調整)

- 第8条「中は、この協定の業務が適正かり円滑に行われるよう運絡調整を行い、乙は甲の広域調整の下で、丙との連絡体制をとるものとする。
  - 2 乙文は丙は、連絡体制を占めための通絡調整を用に求める口力がやきる。

#### (報)

第9条 丙は、住宅建設について、場力できる建設能力等の状況を毎年1周甲及び乙に職件するものとする。ただし、甲又は乙が必要と認めた場合は、丙に対し確時報告を求めることができる。

## (会員名簿の提供)

第10条 内は、この協定に係る内の業務和当部員の名籍及び内に加盟する会員の名籍を毎年1回甲及び乙に提供するものとし、部員又は会員に異勤があった場合は、甲及び乙に報告するものとする。

#### (韓 麗)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

#### (主 湾)

- 第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「光効日」という。)から適用する。ただし、これ係る規定については、乙を敷助実施市とする指定が効力を発することとなる適用目から適用する。
- 2 乙が、数型実施市の指定を取り消された場合、乙に係る規定については、失効する。3 甲と丙との間で締結した平成17年4月11日付け「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。
- この協定の成立を誑するため、本書3通作成し、甲乙丙記各押印のうえ、各1通を保有する。

平成31年4月1日

## 中 神奈川県航汽市中区日本大町 | 神炎川県知事 黒岩 祐首内 | | | |

Z 神茲川県鐵浜市中区港町等車群1番地 鐵浜市長 林 文子



東京都千代田区神田小川町2丁目3番13号 MS(CRA)5階 一般社団法人プレハブ社雑協会 会長 ガ井 安皇宗宗

区

# 災害時における木造応急仮設住宅の建設等に関する協定書

#### (近 (記)

第1条 この協定は、災害時における応急依認住宅の建設、被災住宅の応急修理及び選半物の除法の実施(以下「住宅建設等」という。)に関して、神奈川県(以下「中」という。)並びに裁別実施市である機浜市(以下「乙」という。)、川崎市(以下「环」という。)及び株機原市(以下「1」という。)が一般社団は人全国人造生設事業協会(以下「戊」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

#### 羅

第2条 この協定において「住宅建設等」とは、災害校助法(昭和22年法律が118号)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅の供与のうち、建設し供与するもので木造のもの、同項第6号に規定する被災した信宅の応急後埋、及び向項第10号に規定するもののうち災害核助法施行令(昭和22年政令第225号)第2条第2号に係るもの(障害物の除去)をいう。2 「教助法施行会(昭和22年政令第225号)第2条第2号に係るもの(障害物の除去)をいう。

### (所図の半続が)

第3条「甲は、住宅建設等の要請に当たっては、建設場所、戸敷、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって以に通絡するものとする。ただし、緊急の場合は、地談文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を通やかに及び過用しなければならない。

2 乙、因又は丁は、住宅建設等の受請に当たっては、建設場所、戸敷、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの近総を受けた中は、第8条第1項の連絡制盤を行ったうえ、建設場所、戸敷、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に運給するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文章に替えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は円に、中は戊に、それぞれ後に当該文書を建やかに提出しなければならない。

等する。 ・ 神が川県人ないて災害数切扱の適面を受けた中間村が2、内又は丁のうちょうわかの ・ おなり場合は、2、内又は丁は前側にかかわらず、信光難影やの要請に当たっては、離 をある場合は、2、有又は丁は前側にかかわらず、信光難影やの要請に当たっては、確 数場所、戸敷、数板、着工棚中、その他必要と認める事場を、文書をもって直接式に連絡 することができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話ないよった とができる。この場合において、2、丙又は丁は後に「該文書を基連やかに成に提出しなけ たばなっない。

4 前項の場合、Z、所文は「試在宅建設等を要請した旨を速やかれ中に連絡するものとし、甲は、第8条第1項の連絡調整を行う。

#### £

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設等業者(以下「業者」という。)のあっせんその他可能な限り甲又は乙、内若しくは丁に協力するものとする。

### (在名運製料)

NESARDA) 第5条 及のあっせんを受けた業者は、第3条の訳講に基づき、任宅建設等を行うものとす ×

## (費用の負担及び支払が)

第6条 業者が前条の住宅建設等に要した費用は、当該住宅建設等に係る契約当事者である甲又は乙、丙者しくは丁が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設等終了後検査をし、 これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

#### (回路級目)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住宅部 り局住宅政策部住宅整備推進課、丁においては林模原市都市建設局まちづくり計画部建 任宅計画牒、乙においては横浜市建築局任宅部住宅政策課、丙においては川崎市まちづく 築・住まい政策課、戊においては一般社団法人全国大沽建設事業協会建設結括本部とする。

#### (連絡調整)

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、Z、丙及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
  - 2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、遺浴体制をとるための連絡器整を甲に求めることができ ν¢

#### (報 (計)

第9条 戌は、住宅強設等について、協力できる建設能力等の状況を毎年4月末日までに、中並びに2、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲文は2、丙拾しくは丁が必要と 認めた場合は、戊に対し猶辱報告を求めることがだめる。

## (会員名籍の提供)

第10条 | 戊は、この協定に係る戊の業務相当部員の名籍及び戊に加盟する会員の名簿を毎年 4月末11までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、錯員又は会員に異動があっ た場合は、甲並びに乙、因及び7に製作するものとする。

#### (経 盛)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その密度甲乙丙丁以協議のう え定めるものとする。

#### (里)

- 第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「発効氏」という。)から適用する。ただし、 乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を救助実施市とする指定が効力を発す るいととなる適用用から適用する。
- 2 乙、丙又は丁が、敷助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は112條る規定につ いては、火物する。
- 3 中と及との間で締結した平成27年6月1日付け「災害時における大道応急使設行的の選 設等に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の政策を証するため、本書も通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1選を保

平成31年4月1日

#### **神奈川県横浜市中区日本美** 光 驰 神校川原館野 Ŧ





盆松三联三氢岩三氢 三氢壬肽 旌田 箔 区

神农川県柏松原市中央医学教学部 11 群 15 号 家米 相模原市長

۱---

東京衛中央区八丁県3-4-10 京橋北見ビル東館6階 一般社団法人全国本選賽製事業協会

当無事

43

# 災害時における木造応急仮設住宅の建設に関する協定書

**締作(以下・成」という。)及び袖模原市(以下「丁」という。)が一般独団法人日本本造住** 名産業協会神奈川支部(以下「戊」という。) に協力を求めるに当たって必要な事項を定め 神奈川県(以下「甲」という。)並びに被別実施右である横浜市(以下「乙」という。)、川 第1条「この協定は、災害時における応急仮設住名(以下「住宅」という。)の建設に関して、 るものとする。

- 第2条 この協定において「住宅」とは、災害敷助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項 第1号に規定する応急仮数住宅のうち、建設し供与するもので本道のものをいう。
  - 「敦助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する教助実施市をいう。

### (所製の手続き)

- 第3条 甲は、住宅建設の契請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊 に提出しなければならない。
- その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて館群等によることができる。この場合において、2、丙又は丁は甲 の他必要と認める事項を、文書をもって中に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの山給を受けた中は、第8条第1項の運絡調整を行ったうえ、建設場所、戸数、坂樓、着土期日、 2 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸敷、規模、着工期日、そ に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を速やかに提出しなければならない。
  - 3 神奈川県内において災害数明法の適用を受けた市町わが2, 万叉は1005いずれかの みである場合は、乙、丙又は丁は前頃にかかわらず、作名建設の要請に当たっては、建設 ることができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によること 場所、戸敷、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡す ができる。この場合において、乙、丙又は丁は後に当該文書を遠やかに戊に提出したけれ がなのない。
    - 4 前項の場合、乙、因又は丁は住宅建設を取請した旨を遠やかに甲に連絡するものとし、 中は、第8条第1項の連絡調整を行う。

#### (徳 力)

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者(以下「業者」と いう。)のあっせんその他可能な限り甲叉は乙、肉若しくは丁に協力するものとする。

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。 (研究強談)

## (費用の負担及び支払い)

- 第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲文は乙、 丙枯しくは丁が倒掛するもの占する。
  - 2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくはずは、業者の住宅建設終了後接者をし、 これを確認したときは業者の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

#### (国線線画)

り周件名政策協住宅整備推進課、手においては相談原市都市建設局まちづくり計画部建 第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、中においては初条川県県土整備局建築住宅部 築・作まい政策製、戊においては一般社団法人日本木造住宅産業協会神奈川支部事務局と 住宅計画製、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策群、固においては川崎市まちづく

#### (連絡調整)

- 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、2、丙及び 1は、中の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。
  - 2 77、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡制験を早に求めることができる。

#### (聚 位)

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末出までに甲並 びにと、内及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、内若しくは丁が必要と認め た場合は、戊に対し脳時報告を求めることができる。

## (公員名総の提供)

第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する公員の名簿を毎年5月末日までに甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は公員に異動があった。 場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

#### (羅 選)

第1条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その格度甲乙丙丁戊糖繊のう え定めるものとする。

#### (田)

- 第12条 この協定は、平成31年4月1日(以下「治効日」という。)から適用する。ただし、 乙、丙又は丁に係る規定については、乙、丙又は丁を敷助実施市とする指定が効力を発す ることとなる適用目から適用する。
  - 2 乙、丙又は丁が、救助実施市の指定を取り消された場合、乙、均又は丁に係る規定につ いては、失効する。
- 3 世と成との間で締結した平成30年5月24日付け「災害時における本治応急仮設住宅の建 設に関する協定書」は、この協定の発効日をもって、失効する。

この協定の成立を証するため、本書も通作成し、甲乙丙丁戊紀名類印のうえ、各1通を保

平成31年4月1日

## 李依川県横浜市中区田本5 首依無威智事 既對 Ш

和泰川県横浜市中区港町立が自立 横浜市長 林 文子 [1985] J

谷校三県川高市川高町川高町川高市駅 1200円 1200円 1200円 1200円 1200円 1200円 图

神奈川県柑橘原市中央医山東沙田村 11番 15 号の発展のよう 11番 15 号の発展のよう 11番 15 号 棍模原市長 加山 俊夫

ナイスピル内 种亲用以做纸市稳具医约是电失4 T T 38 保 1 号。 被社团法人日本木造航途膨業協会神会用支部支部長 平山 恒一成深空景影 长

## 災害時における応急仮設任宅の建設に関する協定書

神奈川県 (以下「甲」という。)並びに敷助実施市である横浜市 (以下「乙」という。)、川 **嬌市(以下「丙」という。)及び相模原市(以下「丁」という。)が一般社団法人日本ムービ** ングハウス協会(以下「戊」という。)に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるもの 第1条 この協定は、災害時における応急仮設住宅(以下「任宅」という。)の建設に関して、

#### (定義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法(昭和22年法律第118号)第4条第1項 怒1号に規定する応急仮設任命のうち、種数し供与するものをいう。 「数助実施市」とは、災害被助法第2条の2第1項に規定する数助ر施市をいう。

### (所要の手続き)

第3条 叩ば、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必 要と認める事項を、文書をもって戊に運給するものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて電話等によることができる。この場合において、甲は後に当該文書を速やかに戊 に提出しなければならない。

は、当該文書に持えて電話等によることができる。この場合において、乙、丙又は丁は甲に、甲は戊に、それぞれ後に当該文書を建やかに提出しなければならない。 3 神奈川県内において災告教明法の適用を受けた市町村が乙、丙又は丁のうちいずれかの 乙、丙又は丁は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸敷、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、女書をもって甲に連絡するものとし、乙、丙又は丁からの連絡 その他必要と認める事項を、文書をもって戊に連絡するものとする。ただし、緊急の場合 を受けた甲は、第8条第1項の連絡調整を行ったうえ、建設場所、戸敷、規模、着工期日、

ることができるものとする。ただし、緊急の場合は、当該文書に替えて指部等によることができる。この場合において、2、内又は丁は後に当数文書を選令かに及に提出しなけれ みである場合は、乙、丙又は丁は前頃にかかわらず、住宅建設の要請に当たっては、建設 場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認める事項を、文書をもって直接戊に連絡す はならない。

1 前項の場合、乙、丙又は丁は住宅建設を要請した旨を速やかに中に連絡するものとし、 中は、第8条第1項の連絡調整を行う。

第4条 戊は、前条の要請があったときは、戊の会員である住宅建設業者(以下「業者」いう。)のあっせんその他可能な限り甲又は乙、丙若しくは丁に協力するものとする。

#### (住宅建設)

第5条 戊のあっせんを受けた業者は、第3条の要請に基づき、住宅建設を行うものとする。

## (費用の負担及び支払い)

第6条 業者が前条の住宅建設に要した費用は、当該建設に係る契約当事者である甲又は乙、 丙若しくは丁が負担するものとする。

2 前項の契約当事者である甲又は乙、丙若しくは丁は、業者の住宅建設終了後検査をし、 これを確認したときは業者の詳求により前頃の費用を速やかに支払うものとする。

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては県土整備局建築住宅部住宅計画 業、乙においては建築局住宅部住宅政策課、内においてはまちづくり局住宅政策部住宅整 備推進課、丁においては都市建設局まちづくり推進部建築・住まい政策課、戊においては 事務局とする。

#### (計約調整)

この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、丙及び 2 乙、丙、若しくは丁又は戊は、連絡体制をとるための連絡調整を甲に求めることができ 丁は、中の広域調整の下で、戊との連絡体制をとるものとする。 第8条 中区,

#### (報 告)

K)

第9条 戊は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年5月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。ただし、甲又は乙、丙者しくは丁が必要と認 第10条 戊は、この協定に係る戊の業務担当部員の名簿及び戊に加盟する会員の名簿を毎年 めた場合は、戊に対し随時報告を求めることができる。 (会員名簿の提供)

5月末日までに、甲並びに乙、丙及び丁に提供するものとし、部員又は会員に異動があっ た場合は、甲並びに乙、丙及び丁に報告するものとする。

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙丙丁戊協議のう え定めるものとする。

#### (選 選)

第12条 この協定は、令和5年3月17日から適用する。 2 乙、丙又は丁が、敦助実施市の指定を取り消された場合、乙、丙又は丁に係る規定につ いては、失効する。 この協定の成立を証するため、本書5通作成し、甲乙丙丁戊記名押印のうえ、各1通を保

### **令和5年3月I7日**

甲 神奈川県横浜市中区日本大通1

神奈川県知事 黒岩 祐裕

乙 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10

橫浜市長 山中 竹春

丙 神奈川県川崎市川崎区宮本町工作出

三海市设 福田 治療により

丁 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号

和模原市長 本村 賢太郎

戊 北海道札幌市清田区美しが丘3条10丁目2番15号

一般社団法人日本ムーピングハウス協会

代表理事 佐々木

# 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

川崎市 (以下「丙」という。)、及び和模原市 (以下「丁」という。)と、公益在団法人仲奈川原宅地建物取引業協会 (以下「戊」という。)は、災害時に、甲、乙、丙、丁及び次が相互に協力して行う民間貸貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。 神奈川県 (以下「甲」という。)、並びに数助実施市である嫌浜市 (以下「乙」 という。)、

第1条 この協定は、災害敷助法適用時において、甲、乙、丙及が丁が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する任宅を確保できない被災者(以下単に「被災者」という。)に、民間賃貸作宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基 本的な事項を定めるものとする。

#### (所識)

- 第2条 この協定において「借上製板設住名」とは、災害数明法(附着 22 年強律第 118号。以下同じ。)第4条第1項第1号に裁定する序位仮設住名のうち、民間賃貸付完 を借上げて供与するものをいう。
  - 「救助実施市」とは、災害救助法第2条の2第1項に規定する救助実施市をいう。

#### (第九型語)

第3条「甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上型仮設 住宅として被災者に提供可能な民間賃貸任宅の情報提供及びその円滑な提供に向け た協力を要鑑できるものとする。 (抵納)

第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、丙及び丁からの要請があった場合、借止型 仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な 提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

## (甲、乙、丙及び丁の役割)

第5条 中、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各母に掲げる事務を 行う。

- 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
  - 借上単仮設作宅の借上げに関すること 借上単仮設作宅の人居者の人居許可及び退去に関すること
    - 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
  - (2) 借上権仮設(主の借上げた関すること(3) 借上準仮設(主の人居者の人居許可及で(4) 借上準仮設(主の賃料等の支払いに関う(5) その他、関係者との調整に関すること

## 2 甲、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託 することができる:

#### (戊の役割)

- 第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借上型仮設住 宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。
  - (1) 借上型仮設住宅の制度の事前層知、試開賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の会員名券の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に対 する借上型仮設住宅としての提供依頼及び意向確認に関すること

- 帯上型仮設住宅として甲、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の 被災後の使用の適否に係る確認に国すること 3
  - 借上型仮設住宅よして活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
    - 中、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること

2 <del>4</del> 2

その他、選条ねどの調整に関すること

#### (連絡窓口)

名部住宅計画課、こにおいては横浜市建築局住宅部住宅政策觀、丙においては川崎市 第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、中においては神奈川県原士整備局建築住 まちづくの周在名政策部在宅整備推進継、丁においては相模原市都市建設局まちづくり評価部建築・住まい政策課、戊においては公益社団法人神奈川県宅地建物収分業協 会事物画とする。

#### (海震療団)

- 图 及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、

#### (耀涅)

μX ĸ 平人 この協庭の実施に関し必要な事項等については、その結成、 び友が雑鶴のシ光亮めあものとする。 808

#### (その他)

第 10 条 この協定を証するため、本書5通を作成し、中、乙、内、丁及び戊がそれぞ 礼記名型母のシえ、各自その1適を保存するものとする。

#### 附別

- 乙、四叉は丁において この協定器は、平成31年4月1日から適用する。ただし、 は、敷助実施市の指定公示における数力発生日から適用する。
- 17 年 11 月 17 日付け「災害数助法適用時における以間賃貸任宅に係る空き家情報の提供等に関する協定割」及び平成 22 年 8 月 28 日付け「災害救助法適用時における以 2 神奈川県加事と公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会との間で締結した平成 間質賃住宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書」は、廃止する。

平成31年4月1日



10年1番馬 **有公三県横宮市中区港門** i K \* 推済市本 Ŋ



三

神奈川県相模原市中央区中央多丁型 11 番 15 号 後米 相模原位员 加山

}\_



쏜

≺ 次米 ::X <14

# 災害時における民間賃貸住宅の被災者への握供に関する協定書

及び戊が相互に協力して行う民間賃貸住宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。 神奈川県(以下「甲」という。)、並びに敷助実施市である横浜市(以下「乙」という。)、川嶋市(以下「丙」という。)、及び柏穰原市(以下「丁」という。)と、公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部(以下「戊」という。)は、災害時に、甲、乙、丙、丁

第1条 この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び丁が、災害により住宅を被失し自己の資力によっては居住する任宅を確保できない税災者(以下単に「被災者」という。)に、民間賃貸任宅を提供するため、 戊に協力を求めるにあたり、基 本的な事項を定めるものとする。

#### (猴似)

- 第2条 この協定において「借上型仮設住宅」とは、災害敷助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下同じ。)第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅のうち、民間賃貸住宅 を指しがて供与するものをいう。
  - |教助実施市」とは、災害教明は第2条の2第1項に規定する数助実施市をいう。

#### (協力吸請)

第3条「甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借土型仮設 住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向け た協力を契請できるものとする。

仮設住室として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその円滑な 第4条 戊は、前条の規定に基づく甲、乙、因及び手からの返請があった場合、 提供に向けて、両能な暇り協力するものとする。

(甲、乙、丙及び丁の役割)
第5条 甲、乙、丙及び丁は、借上型板設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を 行う。

- (1) 借上型仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
  - 借工型仮数住宅の借上げに関すること
- 借上型仮設住宅の人居者の人居許可及び退去に関すること
  - 借上型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること S S 3
    - その他、関係者との調整に関すること
- 2 中、乙、丙及び丁は、戊が了承したときは、前項に掲げる業務の一部を、戊に委託 することができる。

#### (成の後期)

- 第6条 戊は、第4条の規定に基づき甲、乙、丙及び丁に協力するため、借止型仮設住 宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。
  - 会員名簿の作成、並びに以間賃貸任宅の所有者及び転貸を目的とする賃借人に参する借上型板設任宅としての提供依頼及び意向権認に関すること (1) 借上型仮設住宅の制度の事前関約、民間賃貸住宅の円滑な提供に協力する戊の

- 借上型仮設作名として甲、乙、丙及び子が借り上げようとする民間賃貸住宅の 校災後の使用の適否に係る確認に関すること <u>(3</u>
  - 借工型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること
    - 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること

\$ <del>3</del> \$

関係者との調整に関すること その商、

#### (記錄級口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局建築住 名部作名計画課、乙においては横浜市建築局住宅部作宅政策課、丙においては川崎市 まちづくり同在名政策部在名整備推進課、丁においては柘桟原市都市強設局まちづくり計画部建築・住まい政策隊、戊においては公益社団法人全日本不動経協会神茶川県 本部對終用とする。

#### (連絡調整)

- 图 第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう連絡調整を行い、乙、 及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。 c)
  - 丁又は広は、近畿体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。 ار ج

#### (繊維)

甲乙、两 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、 び戊が惊躁のうえ定めるものとする。 独9条

#### (予の個)

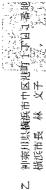
第 10 条 この協定を置するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁及び戊がそれぞ れ記名押印のうえ、各自その1 通を保有するものとする。

#### 医温

- **丙又は」において** Ż ただし、 は、数明実施市の指定公示における効力発生日から適用する。 この協定書は、平成 31 年4月1日から適用する。
- 成 23 年 1月 17 日付け 7災舎敷助沽適用時における以間賃貸任宅に係る空き家情機の提供等に関する協定書, 及び平成 23 年 1月 17 日付け 7災害救助法適用時における民 2 神奈川県知事と公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部との間で締結した平 間質貸住宅に係る空き家情報の提供等に関する第書」は、廃止する。

平成31年4月1日





神奈川県川崎市川崎 川崎市東 福田 鉛

Е.

11番15号

(17)至(17) 神奈川県相模原市中央区<mark>(1)第</mark>277 計略第十二 多 相模原作员 加山 1-

交三 公益社団法人 全日本不動産協会神奈川県本部 本部長 神奈川県横浜市四区北部1-11-15 横浜ST ビル6F

43

# 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定書

神奈川県(以下「甲」という。)、並びに表動実施市である機能市で以下「乙」という。)、 川崎市 (以下「丙」という。)、及ざ作機原市 (以下「丁」という。) と、公益権団法人 全国賃貸任宅経営者協会連合会 (以下「戊」という。) は、災害時に、甲、乙、河、丁 及び戍が州司に協力して行う民間賃貸任宅の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

#### (回題)

第1条「この協定は、災害救助法適用時において、甲、乙、丙及び子が、災害により住宅を滅失し自己の資力によっては居住する住宅を確保できない被災者(以下単に「被災者」という。)に、民間賃貸住宅を提供するため、戊に協力を求めるにあたり、基本的な事項を定めるものとする。

#### (解世)

- 第2条 この協定において「指土類仮設住宅」とは、災害数切法(昭和 32 年法律籍 118号。以下同じ。)第4条第1項第1号に設定するぶ急仮設住宅のさち、民間賃貸住宅を指上げて供与するものをいう。
  - 「救助実施市」とは、災害救勤法第2条の2第3項に規定する救助実施市をいう。

#### カ財器)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、災害が発生し必要と認める場合、戊に対し、借上項仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請できるものとする。

#### 44)

第4条。戊戌、前条の規定に基づく中、乙、丙及び丁がらの災蓄があった場合、停止型及設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅に関する情報提供及びその日滑な提供に向けて、可能な限り協力するものとする。

(中,乙,内及び丁の役割) 第5条 中、乙、丙及び丁は、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を 行う。

- (1) 借上単仮設住宅として提供する民間賃貸住宅の募集に関すること
  - 3 借上票仮設住宅の借上げに関すること
- > 催土恐仮数住宅の入居者の入居許可及び逃去に関すること
  - (4) 指土型仮設住宅の賃料等の支払いに関すること
    - ) その他、関係者との調整に関すること
- 2 中、乙、丙及び11は、戊が了承したときは、市項に掲げる業務の一部を、戊に秦託することができる。

#### (戊の役割)

- 第6条 戊は、第4条の規定に基づき申,乙、丙及び1に協力するため、借上型仮設住宅の提供に関する次の各号に掲げる事務を行う。
- (1) 借:型板設住宅の制度の事前用知、民間賃貸住宅の出資な提供に協力する成の会員名簿の作成、並びに民間賃貸住宅の所有者及び帳貸を目的とする賃借人に参する借上型級設住宅としての提供依頼及び該向確認に関すること

- 借上型仮設住宅として中、乙、丙及び丁が借り上げようとする民間賃貸住宅の 数災後の使用の適番に係る確認に関すること 53
  - 借上型仮設住宅として活用可能な民間賃貸住宅の情報提供に関すること 8 T 6
    - 甲、乙、丙及び丁からの委託を受けた業務に関すること 弦条がどの複数に関すること から街、

#### (口與霧側)

名部住宅計画課、乙においては横浜市建築局住宅部住宅政策課、丙においては川崎市 まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課、1においては相模原币都市建設局まちづくり計画部建築・住まい政策課、戊においては公益は団法人全国賃貸任宅経営者協会通 第7条。この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては神奈川県県土整備局連築住 台会事務局とする。

#### (無認認識)

- Æ **第8条 甲は、この協定の業務が適正かつ円滑に行われるよう運絡調整を行い、Z、** 及び丁は、甲の広域調整の下で、戊との連携体制をとるものとする。
  - 2 乙、丙、丁又は戊は、連携体制をとるための連絡調整を甲に求めることができる。

#### (機略)

× ЖÉ 第9条 この協定の実施に関し必要な事項等については、その都度、甲、乙、 び反が拡張のうえ足めるものとする。

#### (から街)

1.及び戊がそれぞ Ŕ Ú É れ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。 第 10 条 この協定を組するため、本書5 通本作成し、

- 1 この協定書は、平成31年4月1日から適用する。ただし、乙、内又は丁において は、数別実施市の指定公示における落力発生日から適用する。 弘益
- 成26年3月34日付け「災害救助法適用時における民間賃貸住宅に係る空き家情報の 提供等に関する協定書: 及び平成 26 年 3 月 24 日付け「災害救助法適用時における民 2 - 神奈川県加事と公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会選合会との間で締結した平 間賃貸作宅に係る空き家情報の提供等に関する覚書しは、廃止する。

平成31年4月1月



に下回に確認 神奈川県横浜市中区港町 横浜市長 林 文子

N



K

神奈川県相模原市中央区市東等年11番15号

 $\vdash$ 

枯枝原苗枝 加口 核米

東京協手代田区大手町2~6、1朝日生命大手町ピル 17 階級発化団法人 全国賃貸任電経営者務会逃合会 会校 三野

坐



## 神奈川県広域火葬計画

#### 第1 総則

#### 1 目的

#### 排

- (1) この計画において「災害等」とは、大規模災害、我が国に対する外部からの武力攻撃及び新型インフルエンザ等の感染症の大流行をいう。
- (2)この計画において「広域火葬」とは、災害等により被災市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町村内の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合(当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む。)において、主に県内の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

#### 基本方針

県、市町村及び火葬場設置者は、災害等により広域火葬が必要になった場合は、 の計画に基づき広域水葬を実施するとともに遺体の取扱いに配慮するものとする。

## 災害時相互応援協定との関連性

この計画は、災害対策基本法(以下「法」という。)第5条の2及び第8条第2項第12号の規定に基づき他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、これらとあいまって円滑な広域水葬の実施及び遺体の適正な取扱いに対応するものとする。

## 第2 事前対策計画

## 火葬場及び連絡担当部局等の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町村に情報提供するものとする。 また、火葬場を設置する一部事務組合(以下「一部事務組合」という。)に対しても、同様の扱いとする。

- (1) 県内及び近霧都によっ。 (1) 県内及び近霧都に関東地方和事会、関東甲信越静プロック環境衛生主管課長会及び九都県市自脳会議を構成する都県をいう。以下同じ。)内の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数、火葬炉の型式、使用燃料、周辺交通事情及びその他必要な事項
- 2)市町村及び近隣都県の広域大葬に係る連絡担当部局の名称、連絡先及びその他 必要や事項

## 広域火葬等実施組織の整備

- (1) 市町村は、災害等発生時の遺体の取扱い体制、火葬実施体制、情報伝達等について、あらかじめ定めておくものとする。
- (2) 一部事務組合は、災害等発生時の火葬実施体制、情報伝達等について構成市町と協議し、あらかじめ定めておくものとする。
- (3) 民間の火葬場設置者にあっては、災害等発生時の火葬受入体制、情報伝達等の整備に努めるものとする。
  - (4) 県は、前記(1)から(3)までに関して必要な協力等を行うものとする。

## 3 資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

市町村は、必要に応じて次の事項に係る措置を講じておくものとする。

- (1) 災害等発生時に使用する遺体安置所の確保、指及び遺体保存剤(ドライアイス) の確保、作業要員の確保方法並びに火葬場までの搬送手段の確保方法及び機送経 路及びその他必要な事項
  - (2) 感染性遺体を収納する際に必要とされる非透過性納体袋の確保、及び作業要員の感染を防止するための手袋、マスク等感染予防のための物品の確保方法
    - (3) 災害等発生時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結
- (4) 遺体の搬送及び資器材の搬送に使用を予定している車両については、法第76 条第1項に規定する緊急通行車両として、県公安委員会に事前に確認を受けておくものとする。

## 情報伝達手段等の整備

県は、市町村、火葬場設置者及び近隣都県間の広域火災の円滑化を確保するため に必要な情報伝達の手順、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

## 広域火葬の模擬計画及び訓練

2

- (1) 市町村及び火葬場設置者は災害等の種類及び規模、死亡者数及び所在、火葬場の被害状況、周辺交通事情等、複数の被害状況を想定し、各状況に応じた広域火葬の機機計画の作成に努めるものとする。
  - (2) 県は、必要に応じて氷の事項を行うものとする。 ア 市町村等関係者に対する広域火葬計画の周知徹底
    - 被害想定に応じた広域火葬訓練の実施

## 第3 災害等発生時対応計画

## 広域火葬支援班の設置

県は、広域水葬が必要であると判断した場合は、広域水葬支援班を保健福祉局生活衛生部生活衛生課に設置(法に基づく災害対策本部が設置されている場合は、同本部とする。)し、情報の収集及び災害規模等に応じた応援可能な火葬場の選定を行い、効率的な広域火葬を推進するものとする。

## 2 被災状況の把握

- (1) 水葬場を設置する市町及び一部事務組合(以下「水葬場設置市町等」という。)は、災害等発生後、速やかに水葬場の被災状況、水葬要員の安否及び出動の可能性並びに水葬能力等の把握を行い、県に報告するものとする。
  - 2) 民間の火葬場設置者は、前記の報告を行うよう努めるものとする。
- 3) 被災市所付は、災害等発生後、速やかに区域内の死者数の把握を行い、県告するものとする。
- 4)県は、前記(1)から(3)までの報告及び神奈川県災害情報管理システムにより被害状況を把握し、速やかに厚生労働省に報告するものとする。

## 3 広域火葬の応援・協力の要請

- (1)被災市町村は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に対して広域火葬の応援を要請するものとする。
  - (2) 県は、被災市町村からの応援要請又は県自らの判断により、火葬場設置者及び必要に応じて近降都県に対し、広域火葬の応援依頼を行うとともに、厚生労働省にその旨を報告するものとする。

٠

- 断した場合は、速やかに厚生労働省に対し近隣都県以外の道府県(以下「他の道 3) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは広城火葬への対応が困難であると判 府県」という。)への応援要請を依頼するものとする。
  - (4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都県内で災害等が発生したときは、 速やかに広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。
- (5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他の道府県への広域火葬の応援要 請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。 (6) 民間の火葬場設置者は、前記 (4) 及び (5) と同様の対応に努めるものとす

## **火葬場の割振り及び調整**

- (1) 県は、火葬場設置者、近隣都県及び他の道府県の広域火葬の応援承諾状況を整 理し、被災市町村ごとに火葬場の割振りを行い、これを被災市町村に通知すると ともに、応援を承諾した火葬場設置者、近隣都県及び他の道府県に対し応援依頼 の通知を行うものアする。
- (2)被災市町村は、県の割振りに基づき、遺体安置所及び遺族が保管している遺体 について火葬場の割振りを行い、応援を承諾した火葬場設置者と火葬の実施方法 等について詳細を調整するものとする。
  - (3) 被災市町村は、災害等の規模、交通規制状況等の非常事態のため火葬場が限定されていること等を遺族に対して説明し、当該市町村が遺体を直接割り振られた 火葬場に搬送することについて同意を得ることに努めるものとする。

## 火葬要員の派遣要請及び受入

- (1) 火葬場設置者は、当該火葬場の職員が被災したために火葬場の稼働ができない 場合は、県に対し火葬要員派遣の手配を要請するものとする。
- (2) 県は、水葬場設置者からの要請に基づき、他の水葬場設置者又は近隣都県に対し、水葬要員の派遣について依頼するとともに、厚生労働省にその旨を報告する ものとする。
  - (3) 県は、県内の火葬場及び近隣都県だけでは火葬要員の確保が困難であることが 判明した場合は、厚生労働省にその旨を報告し、他の道府県等の応援を依頼する ものとする。
- 火葬要員の応援依頼を踏まえ速やかに応援体制を整え、積極的に対応するものと (4) 県及び火葬場設置市町等は、県内又は近隣都県内で災害等が発生したときは、
- (5) 県及び火葬場設置市町等は、厚生労働省より他の道府県への火葬要員の応援要 請があったときは、積極的にこれに対応するものとする。 (6) 民間の火葬場設置者は、前記 (4) 及び (5) と同様の対応に努めるものとす

## 6 遺体の取扱い

- (1) 死者に対する礼を失することなく、遺体の適切な取扱いをすることを念頭に行 動する。
- な数の遺体安置所の確保、遺体の保存のために必要な物資の調達、作業要員の確 (2) 被災市町村は、火葬の実施までに時間を要する場合には、遺体数に応じた十分 保など、遺体の取扱に係る必要な措置を講ずるものとする。
  - (3) 特に、感染性の遺体は、遺体保存剤(ドライアイス)とともに非透過性納体袋 に納め、速やかな火葬について配慮するものとする。
- (4) 県は遺体の保存のために必要な物資の調達及び作業要員の確保について、被災 市町村より要請があったときは、これに応ずるものとする。
  - (5) 被災市町村は、遺体を取扱う場合は、別添「遺体の取扱いに対する心得及び遺

体適正処理ガイドライン」を実施基準として行うものとする。

7 遺体等の搬送手段の確保 被災市町村は、火葬場までの遺体保存のための資器村の搬入車両及び遺体を火葬 場まで搬送する車両は、あらかじめ県公安委員会の確認を受けた緊急通行車両を用 いるものとする。

なお、緊急通行車両が十分に確保できない場合は、関係業者、自衛隊等の協力を 県に要請するものとする。

### 相談窓口の設置

被災市町村は、広域火葬を円滑に実施するために相談窓口を設置し、広域火葬 係る情報提供を行うものとする。

## 災害以外の事由による遺体の火葬

被災市町村は、当該市町村の区域内の自然死病死等、災害等以外の事由による遺 体の火葬についても広域火葬の対象とし、相談窓口において火葬の申込を受付ける ものとする。

## 10 火葬に係る特例的取扱い

- (1) 市町村及び火葬場設置者は、被災市町村が迅速な火葬許可事務の実施が困難で あると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等、実態に応じた事務処理を 行うものとする。
- 2) 県は、市町村等から前記(1)に係る協議があったときは、直ちに厚生労働省 に照会し、その結果を市町村等に連絡するものとする。

## 11 火葬状況の報告

- (1)被災市町村は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び近隣被災市町村から 搬入した広域火葬実績を災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分し て、県に日報として報告するものとする。
- (2) 広域火葬を行った火葬場設置市町等(前記(1)の報告を行った市町を除く。) 及び民間の火葬場設置者は、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。
  - 3)県は、県内の火葬場からの日報をとりまとめ、厚生労働省に報告するものとす

### 引取り者のない焼骨の保管 12

被災市町村は、引取り者のない焼骨については遺骨保管所等に保管するものとす

- 平成10年12月24日から適用する。 この計画は、 三安
- 1日から適用する。 6 Д 平成11年 この計画は、
- 1日から適用する。 4 H 平成15年 この計画は、 新 新
- 1日から適用する。 4 Я 平成17年 この計画は、
- 1日から適用する。 4 H 平成24年 この計画は、

この計画は、平成28年 4月 1日から適用する。 附別 この計画は、平成29年 5月 1日から適用する。

多数遺体収容施設一覧表

					A 1 1 1 1	
H	町	<u>‡</u>	$\bowtie$	収容可能施設の名称	- 17和3年4月 所 在 地 <u>施</u> 設	4.4月1日現住施設電話番号
				1	鶴見区元宮 2-5-1	045-584-5671
	鑢	民	X	曹洞宗大本山總持寺(予備として指定)	鶴見区鶴見 2-1-1	045-581-6021
				鶴見区内の仏教会 所属寺院34寺院 (	(予備として指定)	
	幸	茶三	$\bowtie$	神奈川スポーツセンター	神奈川区三ツ沢上町 11-18	045-314-2662
	固		K	平沼記念体育館	神奈川区三ツ沢西町 3-1	045-311-6186
— — — — — — — — — — — — — — — — — — —	#		$\bowtie$	ロスポーツセンター で各有4年を目から今和5年5月末ま で中スポーツセンターの政修が予定さ れているため、この間に大規模災害等 が発生した場合は、南スポーツセン ターまたは磯子スポーツセンターを代	中区新山下 3-15-4	045-625-0300
	櫮		M	南スポーツセンター	南区大岡 1-14-1	045-743-6341
浜	拠	櫮	M	港南スポーツセンター	港南区日野 1-2-30	045-841-1188
	咪	土ケ谷	M	保土ケ谷スポーツセンター	保土ケ谷区神戸町 129-2	045-336-4633
₽			$\bowtie$	旭スポーツセンター	旭区川島町 1983	045-371-6105
		+	M	磯子スポーツセンター	磯子区杉田 5-32-25	045-771-8118
	倒	兴	M	金沢スポーツセンター	金沢区長浜 106-8	045-785-3000
	拠	꾸	M	港北スポーツセンター	港北区大豆戸町 518-1	045-544-2636
	燊		M	緑スポーツセンター	緑区中山1-29-7	045-932-0733
	汇	崇	M	青葉スポーツセンター	青葉区市ケ尾町 31-4	045-974-4225
	輪	斑	M	都筑スポーツセンター	都筑区池辺町 2973-1	045-941-2997
	IL	核	X	戸塚スポーツセンター	戸塚区上倉田 477	045 - 862 - 2181
	米		M	栄スポーツセンター	栄区桂町 279-29	045-894-9503
	坐		M	泉スポーツセンター	泉区西が岡 3-11	045-813-7461
	凝	⇔	M	瀬谷スポーツセンター	獺谷区南台 2-4-65	045-302-3301
	Ξ	室	M	応 中スポーツ・文化総合センター	川崎区富士見 1-1-4	044-222-5211
	₩		×	幸スポーツセンター	幸区戸手本町 1-11-3	044-555-3011
Ξ			1	石川記念武道館	幸区下平間 357	044-544-0493
=	#	原	X	とどろきアリーナ	中原区等々力 1-3	044-798-5000
雪	恒	殸	M	高津スポーツセンター	高津区二子 3-15-1	044-813-6531
Æ				市立高津高等学校体育館	高津区久本 3-11-1	044-811-2555
-		湿	$\bowtie$	宮前スポーツセンター	宮前区大蔵 1-10-3	044-976-6350
	M	麔	X	多摩スポーツセンター	多摩区菅北浦 4-12-5	044 - 946 - 6030
	楼	#	M	麻生スポーツセンター	麻生区上麻生 3-6-1	044-951-1234
異	壓		$\boxtimes$	総合体育館	南区麻溝台 2284-1	042-748-1781
模				北総合体育館	緑区下九沢 2368-1	042-763-7711
原士	燊		M	串川地域センター	緑区青山 1012	042-784-2604
=				館	緑区千木良 991-1	042-684-4349
				館(メインアリーナ)	横須賀市不入斗町 1-2	046 - 826 - 2800
報	海	ħ	H	西体育館	横須賀市長坂 1-2-3	046 - 856 - 8199
K	K		-	南体育館	横須賀市久里浜 6-14-1	046-835-0780
				北体育館	横須賀市夏島町 2	046-865-9333

20

平塚市中堂 246-1	0463-25-0011
平塚市桃浜町34-34	0463-31-3824
平塚市田村3-12-5	0463-55-0239

地施設電話番号 0465-23-2465 0467-47-1862 0466-27-619] 0466-43-9253 0466-88-111] 0465-47-217] 0467-82-770] 0463 - 31 - 2250465 - 36 - 011茅ヶ崎市十間坂 3-6-5 鎌倉市由比ガ浜 2-9-9 藤沢市湘南台1-43-13 小田原市南町 1-1-40 小田原市酒句 1-3-1 藤沢市鵠沼東 5-3 藤沢市遠藤2000-1 小田原市栢山 200 平塚市山下1096-1 平塚市南令目966 平塚市入野108-1 鎌倉市台 3-2-5 生 称所 名 8 湘南台駅地下自動車駐車場 榖 県立小田原城北工業高校 摇 神田公民館 (体育館) 花水公民館 (体育館) 会目公民館(体育館) 金田公民館 (体育館) 山南公民館(体育館) 小田原スポーツ会館 ひらつかアリーナ 秋葉台文化体育館 貀 奥田公園駐車場 茅ヶ崎市体育館 県立西湘高校 Ē 鎌倉体育館 大船体育館 終  $\mathbb{X}$ # ء 厚 账 以 俥 量 田 14 繼

046-881-3766 046-870-129 046 - 281 - 859046-261-620 0463-94-471 0463 - 81 - 121大和市上草柳 1-1-1 伊勢原市田中 316-1 逗子市池子 1-11-1 三浦市天神町4-19 厚木市下古沢 548 秦野市平沢 82 大和スポーツセンター体育会館第1体育室 三浦市勤労市民センター 逗子市立体育館 厚木市斎場 文化会館 # 画 無 K 묲 垂 撥

0467-76-9292 046 - 235 - 720046-255-007 海老名市中新田3291-19 座間市相武台 1-47-綾瀬市深谷上 3-6-1 南足柄市内山 2575 被災状況に応じて小中学校体育館の中から指定 海老名運動公園総合体育館 市民スポーツセンター 日北足柄中学校 市民体育館 Æ # 柘 左 噩 凝 ∃ 叫 肿

0463 - 71 - 365(0467-75-100 寒川町宮山 275 大磯町虫窪 7 世代交流センター「岩田孝八記念室内競技場」 総合体育館メインアリーナ 町  $\equiv$ 霺

0463-61-4100

大磯町東小磯 191

0465-83-540

0465-81-390

99

中井町比奈窪

災害状況に応じて選定する。

ĺШ # #

農村環境改善センタ

生涯学習センター

公田町体育館

III

 $\mathbb{H}$ 끚 松

**寄中学校** 

大磯町保健センター

III

0465-89-220

0465-83-660

松田町松田庶子1475

松田町寄 2549

災害状況に応じて選定する。 災害状況に応じて選定する。

大井町金子 1995

応急復旧工事を実施する水道営業] (契 約) 第3条 応急復旧工事の実施契約は、後日、応急復長とことの間で締結するものとする。 とことの間で締結するものとする。 2 甲が、こに神奈川県外を含む給水区域外の応むは、甲とことで、派遣業務に係る契約を締結す;

託する場合において 派遣を委引 ものする。 接る

(0.00)級 (連絡) 第4条

 $\Delta$ とおり **後の** に関する連絡窓口は、 定 盘 0 無

10

⊞-

0460-85-7111

0460-83-600

箱根町箱根 381-4 真鶴町真鶴 1916-]

森のふれあい館

臣

根

臣

郷土資料館

真鶴聖苑

靊

戸

箱根町湯本 266

0465-68-648

国 111111111 郶 業計画 Ŋ  $\bowtie \forall \square$ \_ \_ 同事 横神電

N

Ŋ Ŋ ი ე 海老名市中央3-3-1 神奈川県管工事業協同組 電話 046-292-3

2

046-288-1242

清川村宮ヶ瀬971-53

**宮ヶ瀬地区住民センター** 

愛川聖苑

Ξ

中根自治会館 柿坂自治会館 八幡自治会館 金翅自治会館 **舟沢自治会館** 

Ξ

無

愛川町棚沢 941-1

愛川町田代 1195

愛川町農村環境改善センター

災害状況に応じて選定する。

046-288-1804 046-288-2616 046-288-1243 046-288-1752

清川村煤ヶ谷1985-1

清川村煤ヶ谷2938-1 清川村煤ヶ谷1785-1 清川村煤ヶ谷1104-54

清川村煤ヶ谷19-1

046-281-2829

046 - 285 - 941

でとする。 示を行む。 締結の日から平成24年3月31日ま 前までに、甲又は乙が何らかの意思表 ~ . に こ こ こ Eの適用期間) 条 この協定の有効期間は ただし、有効期間満了30 (協定の適) 第5条 こ。 ただし、 紙

## に関する協定書(1) 災害時における応急給水及び復旧工事の協力

神奈川県企業庁水道施設地震災害対策計画及び神奈川県企業庁水道施設風7等災害対策計画の定めるところにより、災害時における応急給水及び復旧工3協力について、神奈川県企業庁企業局長(以下「甲」という。)と神奈川県9事業協同組合理事長(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。 害のエ

(目 的) 第1条 この協定は、災害時における応急給水及び被害を 旧工事を円滑に実施することを目的とする。

被った水道施設の復

(協力要請) 第2条 甲は、前条の目的を達成するため、乙に協力を要請し、乙はこれに協力するものとする。 するものとする。 2 甲は、乙に前項の協力を要請するときは、指示書又は電話等により必要な機材、工事内容、工事場所等を明示するものとし、乙はこれに基づき、神奈川県管工事業協同組合支部長に連絡し、当該支部の組合員に応急給水及び復旧工事を行わせるものとする。 3 乙は、各支部の作業が広域におよび支部をまたがる場合は各支部間の調整を行うものとする。 4 甲は、他事業体から災害時相互応援協定等により応援要請された場合は、乙と協議し応援派遣を要請できるものとする。 2 と協議し応援派遣を要請できるものとする。 この場合、乙は、甲の要請に基づき各支部に応援派遣を指示するものとする。

以後この例に この協定の有効期間を1年間延長するものとし、 

(協議事項等) 第 6 条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じ 若しくは内容を変更する必要が生じたときは、必要に応じて甲と乙が協議のう え、決定するものとする。

災害時における 谷 附 則 この協定の締結に伴い、平成14年4月1日づけで締結した、災害時にお 応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書は廃止する。 この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、 その1通を保有するものとする。

Щ

Ш 平成23年4月1

- 雅 横浜市中区日本大通1神奈川県企業庁企業局長 中 島 英 拟 ⊞-
- 海老名市中央3-3-12 神奈川県管工事業協同組合理事長 杉 山 万 茂 Ŋ

資料 4-5-(2) (企業局総務室)

# 災害時における応急給水及び復旧工事の協力に関する協定書(2)

び神奈川県企業庁水道施設風水害等対策計画の定めるところにより、災害時 下「甲」という。)と藤沢市管工事業協同組合理事長(以下「乙」という。) 神奈川県企業庁災害対策計画、神奈川県企業庁水道施設地震災害対策計画及 における応急給水及び復旧工事の協力について、神奈川県企業庁企業局長(以 とは、次のとおり協定を締結する。

(紀  この協定は、災害時における応急給水及び被害を被った水道施設の復 旧工事を円滑に実施することを目的とする。 第1条

(協力要請)

こないだし 乙に協力を要請し、 第2条 甲は、前条の目的を達成するため、 協力するものとする。

爻 な機材、工事内容、工事場所等を明示するものとし、乙はこれに基づき 2 甲は、乙に前項の協力を要請するときは、指示書又は電話等により 組合員に応急給水及び復旧工事を行わせるものとする。

敗

IJ

3 甲は、他事業体から災害時相互応援協定等により応援要請された場合は、 こと協議し応援派遣を要請できるものとする。

(紀) (対

応急復旧工事を実施する水道営 応急復旧工事の実施契約は、後日、 業所長とことの間で締結するものとする。 第3条

2 甲は、乙に神奈川県外を含む給水区域外の応援派遣を委託する場合にお 甲と乙とで、派遣業務に係る契約を締結するものする いては、

(連絡窓口)

この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとす 第4条

横浜市中区日本大通1 **H** 

神奈川県企業庁企業局水道部計画課 0.45 - 210 - 7252

 $0\ 4\ 6\ 6-2\ 7-1\ 6\ 1\ 1$ 藤沢市鵠沼石上2-5-藤沢市管工事業協同組合 Ŋ

## (協定の適用期間)

第5条 この協定の有効期間は、締結の日から平成25年3月31日までする。

ただし、有効期間満了30日前までに、甲又は乙が何らかの意思表示を行わないときは、この協定の有効期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

## (協議事項等)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容について疑義等が生じ若しくは内容を変更する必要が生じたときは、必要に応じて甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

#### 所 三

通 用)

1 この協定は、平成24年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

## 平成24年4月1日

- 甲 横浜市中区日本大通1 神奈川県企業庁 企業局長 北 村 明
- な 藤沢市鵠沼石上2-5-7藤沢市管工事業協同組合理事長 相 原 厚 志

## 応急物資の取扱いに関する協定書

(以下「甲」という。)と神奈川県知事 (以下「乙」という。)は、災害時において災害救助法が発動された場合、甲が乙に直接売却する応急物資( )の売買について次の条項を協定する。

第1条 甲は、乙から応急物資の買受け要請があった場合は、その教量等を協議 し売買契契約(以下「契約」という。)を締結のうえ現品を引渡すものとする。

第2条 前条における取引価格は、甲と乙が協議し決定するものとし、原則として災害発生直前の適正な価格を算出基礎とする。

第3条 売買代金の納付については、すみやかに行なうものとする。

第4条 甲は乙に毎年7月31日現在の物資の在庫量等を別紙様式により報告するものとする。

第5条 この協定の実施について疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が 誠意ある協議を行なうものとする。 第6条 この協定の有効期間は、平成 年 月 日からとし、甲、乙、何れかの申し出がない場合は、継続するものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲、乙、それぞれ1通を所持するものとする。

В

#

ス 神奈川県知事

#### 資料 4-5-(4) (危機管理防災課)

## 九都県市災害時相互応援等に関する協定

制 定 平成22年4月1日 一部改正 平成26年2月13日 一部改正 令和2年9月30日 首都圏を構成する埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市(以下「九都県市」という。)は、九都県市域内において災害等が発生し被災都県市だけでは十分な応急措置ができない場合及び九都県市域外において災害等が発生し応援の必要がある場合において、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体の応急対策及び復旧対策を応援するため、次のとおり協定を締結する。

### (災害等の定義)

第1条 この協定における「災害等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害
- (2) 不法行為に起因する大規模被害その他九都県市が必要と認める事象

### (応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資等の提供及びあっせん並びに人員の派遣
- ア 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資器材の提供及びあっせん
- イ 被災者の救援・救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供及びあっせん
- ウ 情報収集及び救援・救助活動に必要な車両、ヘリコプター、舟艇等の提供及び あっせん
- エ 救助、応急復旧等に必要な人員の派遣
- (2) 医療機関への被災傷病者等の受入れ及びあっせん
- (3) 被災者を一時的に受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (4) 被災児童・生徒の教育機関への受入れ及びあっせん
- (5) 敷援物資等の荷さばき場、仮設住宅用地、火葬場及びごみ、し尿等の処理施設の提供及びあっせん
- (6) 避難場所等の相互使用、緊急輸送路の共同啓開その他の都県市境付近における必要な措置
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

## (連絡員の派遣)

第3条 災害が発生し、被災都県市からの連絡員の派遣の求めがあったとき、又は他の都県市が必要があると認めたときは、他の都県市は被災都県市に対して連絡員を派遣し、被災地の情報収集を行うものとする。

## (応援調整都県市の設置)

- 第4条 九都県市は、被災都県市への効率的な応援を実施するため、その調整を行う応援調整都県市をあらかじめ定める。この場合において、設置に関して必要な事項は、別に定める実施細目による。
- 2 被災都県市と応援都県市との連絡調整は、原則として、前項に規定する応援調整都 県市を経由して行う。

## (現地連絡本部の設置)

第5条 前条第1項に規定する応援調整都県市は、被災都県市の情報を収集するために、 現地連絡本部を設置することができる。

## (応援の要請及び実施)

第6条 被災都県市からの応援の要請に基づき、他の都県市が応援するに当たって必要 な事項は、別に実施細目により定める。

## (応援の自主出動)

- 第7条 災害等の発生により、被災都県市との連絡に著しい支障が発生している場合で、 第3条の規定による連絡員が収集した情報等から緊急に応援出動をすることが必要で あると認められるときは、他の都県市は、自主的な判断に基づき必要な応援を行う。
- 2 前項に規定する自主的な判断に基づく出動(以下「自主出動」という。)をした都県市は、応援内容等を被災都県市に速やかに連絡する。
- 3 自主出動した都県市は、相互に協力して災害に係る情報を収集し、その情報を被災 都県市に提供する。

## (応援経費の負担)

- 第8条 応援に要した経費は、原則として、第6条の規定による応援の要請をした都県市の負担とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条の規定による連絡員の派遣に要した経費は、派遣を行った都県市が負担するものとする。
- 3 第7条第1項の規定による応援に要した経費及び前2項によりがたい場合の経費の負担については、九都県市で別途協議する。

## (平常時からの取組)

第9条 九都県市は、災害等の発生時における相互応援を円滑に行うため、平常時から 連携して、次に掲げる取組を推進する。

## (1) 応接受入体制の整備

他の都県市からの応援物資及び派遣人員を受け入れるための場所又は施設を定め

% °

(2) 通信体制の整備

複数の通信体制を整備することにより、共通の連絡手段を確保するように努める。

(3) 情報の共有

協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要な情報を共有し、連携して対策を強化する。

(4) 訓練の実施

この協定の実効性を確保するために、相互に協力して必要な訓練を実施する。

(5) その色

前各号に定めるもののほか、特に必要と認められる事項

(九都県市域外への応援)

第10条 九都県市域外において大規模な災害等が発生し、甚大な被害が想定される場合は、九都県市の相互連携と協力の下、被災した自治体への応援を行う。

2 前項に規定する応援の内容等については、第2条から第8条までの規定に準じて、 被災した自治体の状況、要請等を考慮し、九都県市が協議して定める。

(協定に関する協議)

第11条 この協定に関し必要な事項は、九都県市防災・危機管理対策委員会において協 識する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項は、九都県市が協議して定める。

附別

(実施期日)

この協定は、平成22年4月1日から実施する。

附 則(平成26年2月13日一部改正)

(実施期日)

この協定は、平成26年2月13日から実施する。

附 則(令和2年9月30日一部改正)

V) || #2

(実施期日)

この協定は、令和2年9月30日から実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書 9 通を作成し、各都県市は記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和2年9月30日

埼玉県知事 大 野 元 裕

千葉県知事 森 田 健 作

東京都知事 小池百合子

神奈川県知事 黒 岩 祐 沿

横浜市長 林 文 子

 千葉市長 熊 谷 俊 人

さいたま市長 清 水 勇 人

相模原市長 本村 賢 太郎